

## 長野県治水・利水ダム等検討委員会 第10回郷土沢川部会議事録

開催日時 平成14年10月17日(木)午前10時から午後4時55分まで  
開催場所 豊丘村保健センター(下伊那郡豊丘村)  
出席委員 竹内部会長以下15名中12名(池野(隆)委員、池野(洋)委員、平委員欠席  
松岡委員、松島(貞)委員、松島(信)委員遅刻)

### 開催

青木治水・利水検討室長補佐

それでは定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第10回郷土沢川部会を開催をいたします。開会にあたりまして、竹内部会長さんからご挨拶をお願いいたします。

竹内部会長

皆さん、おはようございます。委員のみなさん時節が大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。今日は第10回という事になる訳でございますけれども、前回までに色々ご検討いただきまして、ひとつおりの論点整理が出来てきたというふうに思います。今日は11月20日に予定しております公聴会について、部会の委員の皆さんにお諮りをしていきたいというふうに思います。公聴会での意見の聴取方法について意見をまとめていきたいというふうに思っています。又、残された課題について三つの論点と、前回の部会で皆さんに考えていただくようお願いしました利水の対策について掘り下げて審議を、出来れば今日の中でしていきたいというふうに考えております。郷土沢川、芦部川の治水・利水対策について、審議も終盤を迎え、まとめの時期に近づいておりますけれども、委員の皆さんには十分忌憚りの無いご意見をいただきますように心からお願いを申し上げます。限られた時間ですので、議事進行につきまして皆さんのご協力を重ねてお願いいたしまして、ご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご苦労様です。

青木治水・利水検討室長補佐

ありがとうございました。ただ今の出席委員は15名中9名でございます。条例の規定によりまして、本部会は成立をいたしました。尚、本日、池野隆彦委員さん、池野洋一委員さん、平委員さん、この3名の方はご欠席というふうにご連絡をいただいております。それから松岡委員さん、松島貞治委員さん、松島信幸委員さんの3名の方は遅れてご出席されるというふうに伺っております。それでは議事に入ります前に、本日配布をいたしました資料のご確認をお願いをいたしたいと思います。委員の皆様方へは資料1から3、既に送付済みであります。資料1が堀越産廃処分場の水質結果、処分量についての資料でございます。資料2が公聴会についての資料です。資料3、芦部川・郷土沢ダム計画地周辺環境調査の概要。資料4であります。公共事業評価監視委員会資料。資料5としまして、河川改修単独案の検討についての資料です。資料6としまして、河川整備計画策定フロ-。以上であります。もし足りない物がありませんでしたら、お申し

ただきたいと思います。それでは竹内部会長、議事進行をお願いいたします。

竹内部会長

はい。

それではまず、本日の議事録署名人を指名をいたします。植木委員さんと小林委員さん、お願いいたします。それでは報告事項に入りますけれども、前回の部会において、各委員から要請がありました資料の説明をお願いをしたいと思います。尚、質疑についてはですね後の議題の方とも関連いたしますので、その時に一括して受けるという事で、ここでは資料の説明を先ず受けたいと思いますのでよろしく願いします。順番をお願いいたします。先ず、堀越産廃処分場の水質結果の処分量についてお願いいたします

森田豊丘村環境課長

豊丘村の森田ですけれども、説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思うわけでございますけれども、豊丘村の廃棄物処理センターという事で計量証明書、これは検査の結果が出ております。西部地区にあります豊丘村の、と言いますかこれは業者の関係で埋め立てた処理センターでございますけれども、その検査結果でございます。1ページ目には平成9年3月5日に採水した結果が載せてございます。右側の方にメモ書きみたいにして書いてあるのが、一応基準値という事でございまして、それはクリアしているという結果が出ている訳でございます。1ページめくっていただきまして、これが平成14年6月19日に採水した廃棄物処理センターの検査結果でございまして、この結果につきましては基準値が一番最終のページに記載されております。これでも基準値の中に入っているという事でございまして、公害的な物質は排出されていないというふうに我々は解釈している訳でございます。尚、処理量、埋め立て量でございますけれども、平成元年から平成10年迄埋め立てを行いました。そういう事で主なものとしては廃プラスチックとガラス・陶磁器等のくず、それと建設廃材という事でございまして、2万4千217m<sup>3</sup>というふうに報告を受けております。以上です。

竹内部会長

続けてお願いいたします。

新家治水・利水検討室企画員

検討室です。公聴会につきまして資料ご覧いただきたいと思います。資料番号が2でございます。今回この公聴会という事で、一般的な公聴会につきましてのページが2ページにわたって書かれております。3ページ目には郷土沢川部会公聴会(案)という事でご提示してございます。4ページ目が公述申出書。最後のページでございますが、スケジュール案という事でございます。それでは最初の1ページ目から。一般的に公聴会というのはどういうものかと、前回の部会でもお話がございましたけれども、公の機関がその権限に属する一定の事項を決定しようとする時、その案に対しまして利害関係者の他に中立者、学識経験者等の意見を広く聞き、参考とする為に

設けられた制度だと書かれています。今回におきましては河川法による河川整備計画や、今回の委員会条例では、公聴会の開催の方法については特段の規定はございません。それから本治水・利水ダム等検討委員会におきます公聴会等の考え方でございますが、一番目としまして意見を求める対象を明確にする事が必要になります。その必要に応じまして開催をすると。例えば、部会で作成した原案等について意見聴取という事でございます。それにつきまして、ここに書いてあります総合治水対策原案とか河川整備計画原案とか代替案とか対策案だとかも含まれるかと思えます。それから公聴会の開催にあたりまして、下の1から5までの事項、準備と書いてはございますが、決めておく必要がございます。1番、期日、時間、場所。2番、周知について。3番、公述人の選定ですね。それから4番、公述時間。5番、議長等です。これらの事項を決めておくという事で、3ページ目の郷土沢川部会公聴会について、案という事で部会長と相談しまして、まとめたものでございます。これは11月8日の第12回の部会には公聴会に意見を求める般、先程もご説明いたしましたけれども、意見を求める対象がここが決まっているという仮定したうえでのものでございますので、日付等はそれに基づいたものでございます。1番としまして公聴会の開催にあたってという事で、日時場所は、先程もお話ありましたように11月20日で午後6時から9時迄の約3時間。間15分を休息とりたいと思います。場所は豊丘村保健センターです。周知につきましては第12回の部会の終了後、9日から20日迄の間周知をします。周知方法につきましては、私共の方のホムペジ、又はマスメディアです。ここでいいますとケブルテレビ等さんをお願いいたしまして情報提供をいたします。それから公述人の選定という事で、公聴会で述べていただく方を公述人という形で書いてございます。原則的にはですね、要件に合致する方々の全員の公述を認めると。但し予定以上の公述人がある場合には、公述人選定委員会の選定を行うと。公述人の人数でございますけれども、先程お話しました3時間という形でございますので約25人です。一人概ね5分で少しプラス1分をみまして25人で2時間30分であります。応募要件としましては、豊丘村流域関係住民。応募方法といたしましては、先程4ページの公述申出書というものを提出していただきます。これにつきましてはホムペジとか、それぞれ建設事務所、それから役場さん等をお願いいたしましてですね、窓口設置していただきたいと思います。募集期間でございますが、11月9日から11月18日迄ということでございます。公述人の選定委員会というのは、実はどういうメンバーかという事で、部会長と、それから部会長代理、それから部会長が推薦した委員及び事務局で構成したいと思っております。それから選定基準、部会が作成した案につきまして建設的な提案、意見等を概ね400字程度にまとめた公述書により行います。選考結果については応募者全員に連絡をいたします。公述時間としましては、先程もお話しましたように一人概ね5分間をもって公述していただきます。留意事項といたしましては、公述申出書は郷土沢川部会に提出された意見とみなしまして、原則として公表する。ただし落選した者の住所、氏名は公表いたしません。公聴会の進行をしていただきます議長さんには竹内部会長でお願いします。提出先につきましては飯田建設事務所ダム係の方に。ファックス、メールでも受け付けさせていただきます。問い合わせといたしましては治水・利水検討室と飯田建設事務所に。9番、その他といたしまして上記3以外の方というのは、要は18日迄必着という事で応募をなさりまして、それで25人以上であれば選定を委員会なりで決めていくという事なんです、当日にどの位の方々が募集期間中に応募していただくかというのなかなか見

えませんので、公聴会当日、時間の範囲内で公述を認める場合もありますという事を、その他のところで記載させていただきまして、意見を述べたい方、当日でも公述書を持って申し出ていただいて、時間範囲内で公述していただくような、そういうものも考えているという事で、9番その他という事です。4ページ目公述申出書はご覧のとおりでございまして、この用紙に自分の意見を書いていただいて提出していただくという事でございます。最後のページでございまして、公聴会スケジュール表案という事で、先程お話ししました8日、第12回部会のところを見ていただくと分かりますが、ここまでに要は公聴会にてお聞きする案の決定が必要になります。それをもちまして、9日から18日の間、周知と募集を行いまして、前日の19日に応募書類の整理、25人以上の場合は公述人の選定なりで決定しましてそれぞれの方々に決定通知連絡をいたします。それで20日の日が公聴会の予定となっております。以上でございます。

竹内部会長

はい。続けてお願いします。芦部川・郷土沢ダム計画地周辺環境調査の概要についてお願いします。

下平飯田建設事務所管理計画課ダム係主査

建設事務所ダム係の下平と申します。お手元の資料3というA3の、芦部川流域・郷土沢ダム計画地周辺環境調査の概要、これを見ていただきたいと思います。この資料につきましては、委員の皆様には前もって配布してありますものですから、見ていただいたと思いますので簡単に申し上げたいと思います。それでは1ページの芦部川流域・郷土沢ダム計画地の地域の概況 総括表というのを見ていただきたいと思います。先ず、そこに自然的状況、社会的状況、環境関係法令等と上のところに三つの項目が書いてございますが、自然的状況、社会的状況につきましては、皆さんご存知だと思いますので、これについては見ていただきまして省略したいと思います。続きまして、右側の環境関係法令等という所について説明申し上げます。項目といたしまして、自然環境保全地域、これにつきましては、芦部川流域には指定箇所はございません。そして自然公園につきましては、芦部川流域の天竜川沿いには、天竜小洪水系県立自然公園に指定されております。しかし郷土沢ダム計画地域には指定箇所はございません。そして次に鳥獣保護区でございますが、これは次の2ページに芦部川流域の関係法令指定状況という図面がございまして、それを見ていただけたらと思うのですが、芦部川上流域は、薄ピンクになりますけれども、障子山鳥獣保護区に指定されておまして、郷土沢ダム流域の一部が同保護区に含まれております。続きまして、1ページに戻りますが史跡・名勝・天然記念物につきましては、郷土沢ダム計画地におきましては史跡・名勝・天然記念物、これに関しては特に指定はございません。しかし、ミヤマトサミズキという村の天然記念物がございまして、続きまして埋蔵文化財は天竜川沿いを中心に田村原遺跡等、多数の遺跡が分布しますが、郷土沢ダム計画地域にはございません。続きまして保安林でございますが、次の2ページと照らし合わせて見ていただきたいのですが、芦部川流域は水源涵養保安林。中下流域は土砂流出防備保安林に指定されております。郷土沢ダム計画地の指定は、図面で見ただけだと分かるんですが、郷土沢ダムの建設予定地には保安林の指定はございません。しかし、郷土沢ダムの上流域が水源涵養保安林に指定されております。図面で言い

ますと、黄緑、薄緑に着色されております。続きまして砂防指定地でございますが、芦部川までは天竜川合流点から青木砂防えん堤上流迄が砂防指定地に指定されております。そして郷土沢川は指定されておられません。そして地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域については芦部川流域に指定はございません。次の水質環境基準。これは、芦部川は水質環境基準の類型指定はございません。騒音の環境基準。これもございません。続きまして、2ペ-ジに今説明しました関係法令の指定の状況、保安林の関係とか鳥獣保護区、砂防指定地の関係等がありますので、ご覧いただきたいと思っております。続きまして、3ペ-ジをご覧いただきたいと思っております。平成11年度から平成12年度にかけて自然環境調査を実施いたしました。四季を通して行いまして、平成11年度は秋と冬、そして平成12年度は春と夏とそれぞれ行いまして、秋冬春夏の四季を現地でもって調査いたしました。それぞれ植物、陸生生物、水生生物に対しまして、一日から三日かけて実施いたしました。調査の方法といたしましては、3ペ-ジ左側の下のところに調査方法という事で、それぞれ調査項目、植生、植物相、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物につきましてそれぞれの調査方法に基づきまして行いました。それでは、次の植物相につきましては、簡単に説明申し上げますが、現地郷土沢川流域のダム地点においては、92科418種の植物が確認されました。しかし、際立った特性は見出せませんでした。続きまして芦部川本川につきましては、106科557種類の植物が確認されました。そして植生でございますが、郷土沢ダム計画地周辺において16群落、ここに書いてございますクリ-コナラ群落から法面植生まで16群落においてコドラ-ド調査を行いました。その植生につきましては、4ペ-ジの地図をご覧いただきたいのですが、まずは郷土沢ダムの計画地でございますが、ここにはクリ-コナラ群落、クリ-ミズナラ群落、そしてスギ、ヒノキの植林が多くございまして、ダムの上流域にはアカマツ及びカラマツの植林。同じような色で見づらいかと思っておりますが認められております。次に5ペ-ジでございますが、鳥類について調べた結果でございます。芦部川及び郷土沢川流域におきまして10目30科76種類の鳥類が認められました。その中で、目名と左のところに書いてございますが、そのところにコウノトリ、次にタカという事で書いてございます。このタカというのが、俗に言う猛禽類と言われている訳でございますが、タカ目のタカ科。その中にハチクマ、トビ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、クマタカ。この種類が確認されました。そして、その渡り区分というところに書いてございますが、夏と書いてございますのは、夏だけと言いますか、日本に來まして、夏を過ぎますと渡ってしまうという鳥でございます。留めというのは、渡りをしない鳥という事でございます。それで黒丸につきましては、調査をした時期にここに確認をされたという事でございます。そして、右のところに備考という欄がございまして、ハチクマでございますとNT・稀少・マニュアルという事で書いてございますが、これにつきましては5ペ-ジの右下に注目種の選定根拠という事で、例えばこのハチクマでございますと、NTといたしますのはレッドリストの、カテゴリ-区分でいいますと、準絶滅危惧種という事でございます。稀少につきましては、一番下に書いてあります信州の稀少生物と絶滅危惧種に記載された動物種という事でございます。そういう事でこの備考につきましては、注目種の選定根拠であると思っております。その次が哺乳類でございますが、これが5目10科15種。両生類・爬虫類につきましては1目3科6種が確認されておりますが、それぞれ両生類・爬虫類・魚類については注目種はございませんでした。6ペ-ジに昆虫がございまして、これ

は16目205科1,417種確認されました。そして最後に注目すべき種という事で、これが一番問題でございますけれども、本調査地域において確認された主な注目すべき種としては、豊丘村指定の天然記念物、ミヤマトサミズキ、あとニホンカモシカ、そして種の保存法において法的規制対象となりますクマタカ及びオオタカが確認されております。その他、現在のところ特にレッドリストの上位に選定されるような絶滅が危惧されている種は確認されませんでした。その注目すべき種という事で一覧表にさせていただきます。続きまして次の7ページに位置図が載っておりますが、芦部川流域の自然環境概要図という事で、この調査に基づきまして、芦部川の下流から上流、そして郷土沢ダムの計画周辺地についての概要を記載させていただきます。そして、郷土沢ダム周辺地という事で右下にございますが、そこに といたしまして、鳥類がございまして、森林性の鳥類が多く生息しており、特に上流部は多くの鳥類の繁殖場所として活用される自然環境豊かな地域といえる。また、生態系の上位種にあたる猛禽類も多く確認されているという事で、特にこの猛禽類の関係について調査を現在も行ってございますし、鳥類につきまして中心に調査を進めております。雑駁でございますけれども、次の8ページからは北村の方から。

#### 北村飯田建設事務所管理計画課ダム係技師

引き続きまして、8ページの芦部川流域・郷土沢ダム計画地の環境の現状 総括表をご覧ください。こちらには項目といたしまして、全体の概要、植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、底生動物の環境の現状をまとめて書いております。一番最後の総括をご覧くださいますと、最後の文章としまして、本調査地域の自然環境としては、特に優れた自然環境ではないものの、下伊那地方もしくは長野県内において普遍的に見られる身近な自然環境が残された地域として捉えることができる、という事でまとめております。続きまして9ページの郷土沢ダム猛禽類調査の概要(平成12年～13年度)というページをご覧ください。この調査の目的なのですが、平成11年と12年に行った環境調査の中で、芦部川流域内においてクマタカ、オオタカ等の絶滅が危惧されている猛禽類の飛翔が確認された。しかし、この調査結果から郷土沢ダム計画地周辺における猛禽類の営巣・繁殖の可能性を推測するのは困難である。よって、事業計画地付近(ダム計画地周辺及び土捨場周辺)を対象に、猛禽類の生息分布状況を調査し、郷土沢ダム事業による猛禽類への影響の程度及び保全計画の基礎資料を得る。このような目的で調査を行いました。調査方法としては、 定点調査による観測を行い、飛翔行動などから生息分布を推定するという方法です。下の図-1をご覧ください。調査範囲としまして、赤い範囲で示しております。これは中にA,B,Cなどとアルファベットがふってありますが、このポイントに観測点を設けまして、目視により記録をしていくという事で、この赤い範囲が可視範囲であるという事を前提としてお考えください。その右上の 調査結果につきましてですが、下の表-1に示します2科10種が確認されました。2科というのはタカ科と一番下のハヤブサ科になります。この中で特に環境庁のレッドリストの区分、ランクで説明しますと、一番下から二番目のクマタカが、先程申しましたが一番上になりまして、絶滅危惧 B類という、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものという事になっております。続きまして、真ん中辺のオオタカが続きます。それに続きますのはハイタカ、ハチクマ、ミサゴというものがレッドリストの区分としての上位種、危険度の高いもの、危惧が高いという分類にあたります。この中で、ミサゴ、サシバ、ハヤブサ科の3種

につきましては非常に目撃回数が少なくなっておりまして、確認状況やその時期から渡りの時期の一時的な通過であるのではないかというような報告もされております。続きましてその右下、今後の環境関係調査といたしまして、猛禽類調査につきまして平成12年度及び13年度に実施した現地調査結果と書いてありますが、その「結果」は申し訳ありませんが消していただきたいと思っております。現地調査の継続調査を実施すると。また植物の関係の調査として、先程申しました豊丘村指定の天然記念物のミヤマトサミズキというものがかなり自生しているという事で、この調査をしたい。これは豊丘村周辺が、その分布の北限として平成元年に村の天然記念物として指定したという事で、豊丘村教育委員会の報告を抜粋しております。以上でございます。続きまして平成14年度、本年度やっております調査の結果についてご説明いたします。

#### 下平飯田建設事務所管理計画課ダム係主査

資料には書いてございませんが、現在も継続の平成14年度の環境調査の内容につきまして、口頭で説明させていただきます。平成12年度及び平成13年度に実施しましたクマタカ、オオタカ等の猛禽類でございますが、定点調査を行いました。多くの猛禽類の飛翔が確認されておりますが、定点観測はワシタカ類の繁殖期でございます6月から9月に、各3日間ずつ行いました。営巣調査は、ダムサイト計画地の周辺半径1キロ程度の範囲で行いましたが、営巣は確認されませんでした。今年度の調査で確認されました猛禽類はハチクマ、トビ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、クマタカの8種でございます。平成13年度同様ハチクマの確認例が最も多く、次いでオオタカ、ハイタカ、クマタカの順でございます。今年の冬に古巣調査をおこなう予定でございます。又、豊丘村指定の天然記念物でございますミヤマトサミズキの分布調査をダム計画地周辺で行い、生育が確認されました。しかし、豊丘村村内の他の地域でも数多くの生育が確認されていると聞いております。以上でございます。

#### 竹内部会長

はい、じゃあお願いします。

#### 松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

それでは資料4の関係でございます。公共事業再評価委員会等組織図及び実施フロ-をご覧ください。左中央に長野県公共事業再評価委員会というのがございます。ここでは再評価案の作成、対応方針案の作成を行う機関でございます。委員長といたしましては副知事。委員といたしましては各部長、局長がなっております。その右側をご覧ください。長野県公共事業評価監視委員会、ここで再評価案の審議を行います。12年度の監視委員会の委員は一番下に記載がある方々が委員となっております。次のページをお開きください。公共事業の再評価に係る対応方針という形で、平成12年度長野県公共事業評価監視委員会の意見書を踏まえ、次のとおり対応方針を決定しております。1の対応方針といたしまして、継続する事業は14箇所、継続のうち見直しする事業は4箇所となっております。2に事業実施に当たっての留意事項という形で、(1)全事業に共通する事項といたしまして、ア、計画設定に当たっては、各部局間の調整を十分にを行い、総合的かつ効果的な計画とする。イ、事業の計画から実施に当たっては、一層の重点化・効率化を図

り、事業効果が早期に発現できるよう努める。ウ、事業の計画から実施に当たっては、各段階において、自然条件や環境に配慮し、適切に対応する。次のページをお願いします。エ、時代や状況の変化等に応じて、計画・設計の見直しなどを行い、一層の事業費縮減に努める。(2)に特に配慮する個別事業という形で意見が出されております。(イ)ですが、河川総合開発事業、豊丘村郷土沢ダム。流域からの土砂流出を防止するため、関係機関と連携を図り森林保全に努めるとともに、湛水に伴う貯水池周辺斜面の表層崩壊対策を検討する、という意見が出されております。次のページをお願いいたします。平成12年度公共事業再評価の対応方針という形で、1番はとばしまして、の事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業という形で挙げられております。この中に土木部がありまして、下から3行目ダム事業。当初から計画期間が10年以上という形で、対応方針、継続の箇所に1というのがございます。これが郷土沢ダムでございます。次のページをお願いいたします。これが農政部所管の再評価対象の事業でございます。その次のページ、これが林務部所管の再評価対象事業でございます。その次のページ、土木部所管の再評価対象事業の一覧でございます。の表のところで事業採択後、又は県単独事業として予算化されてから10年経過した時点で継続中の事業という形で、中程、ダム事業1箇所、郷土沢ダムが対象となっております。その次のページをお願いいたします。これは平成12年7月に監視委員会から、平成12年度長野県公共事業再評価についてという形で意見書が出されております。次のページをお願いいたします。7月27日に評価監視委員会の委員長から、公共事業再評価委員会委員長代理にあてた意見書でございます。平成12年度長野県公共事業再評価について、平成12年4月24日に長野県公共事業評価監視委員会に提出された14事業の再評価案について、慎重に審議した結果、当監視委員会の意見については別紙のとおりでございますという内容でございます。その次のページ、別紙に意見書が書かれております。事業執行に当たっては、下記事項に留意の上事業を進められたいという形で、1に各事業に共通する意見という形で4項目。次のページご覧下さい。2番に個別事業の意見という形で、特に意見を付す事業は、次のとおりですという形で、(2)河川総合開発事業、豊丘村、郷土沢ダム。先程述べた意見が出されております。次のページは、今の長野県公共事業再評価の実施要綱。その後に実施要領。その後が評価監視委員会の設置要綱が載せてあります。以上でございます。

竹内部会長

それでは続いて河川改修単独案の検討についてお願いします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

それでは引き続きまして、資料5につきまして説明させていただきます。郷土沢川部会・河川改修検討案という資料です。先ず後ろから、資料の4ページに平面図がございます。それをご覧下さい。後ろから4ページに芦部川平面図25,000分の1という大きな図面を書いてございますが、これが流域全体、河川の全体が入る図面でございます。この後ろに拡大図が添付してございます。それでは、その次のページを見ていただきたいと思います。芦部川平面図(1)SCALE5,000分の1という図面でございます。りんご大橋から上流へ、A区間L=300mとなっております。

その右側にいきまして、金山地区でございますがB区間、 $L = 150\text{m}$ 。上流に $L =$ 同じく $150\text{m}$ と記載してございます。ここが改修区間案でございます。その上流側、右側C区間、 $L = 300\text{m}$ とあります。これが改修区間案でございます。次のペ - ジをお願いいたします。芦部川平面図(2)SCALE5,000分の1という形です。これはD区間といたしまして、西部地区でございます。 $L = 150\text{m}$ 。上流にいきまして $L = 300\text{m}$ 。これが改修区間案でございます。次のペ - ジをお願いいたします。芦部川平面図(3)でございます。ここでE区間、 $L = 150\text{m}$ 。F区間、 $L = 250\text{m}$ と記載してございます。それではパワ - ポイントを用意しておりますので、それに基づいて各区間の説明をしたいと考えております。郷土沢川部会・河川改修検討案という事で、この検討案は、部会の指示に基づいて作成したものでございます。芦部川の治水対策について、前回の部会で指示のあった河川改修検討案のたたき台といたしまして提示させていただきます。河川改修の方針に関する部会での指示事項は、次のとおりでございます。まず、目標の治水安全度を30分の1とする。安価で応急的な河川改修案を作ること。これにつきましては、早期完成を意味したものを考えております。現況の護岸を極力活かすことと。家屋等の移転を極力なくすこと。以上の指示事項に基づいて河川改修の検討案を提案をしてみたいと思います。まず一番下流、先程言ったA区間でございます。新芦部川橋上流付近でございます。河川改修の箇所は、基本高水流量に対して流下能力が不足する区間を対象とし、背後地の土地利用状況や災害履歴などを勘案して設定しました。尚、計画の策定に当たっては200m間隔の横断面図と5,000分の1程度の小さな平面図を用いておりますので、実施にあたっては詳細な測量が必要です。それと改修箇所の再検討を行う必要があるという事は、ご理解いただきたいと思っております。まずは下流の写真でございます。これは左岸側の電機工場付近でございます。これは上流から右岸側、新芦部川橋(りんご大橋)付近を眺めたところでございます。これは右岸側の家屋のところでございます。これは、先程下流のりんご大橋の方を望んでおりますが、手前には西橋がございますが、これはこれから説明いたしますが、架け替えは必要になるかなと考えております。これが標準横断でございます。既存の護岸勾配は5分位になっております。これを、今の計画は1割の護岸勾配という形にしております。堤防の天端の幅を3m確保しまして、外側に堤防の法勾配2割の勾配を確保しております。それで左岸側でございますが、丁度これは電機工場付近の村道をイメージしておりますが、この堤防改修によって村道の付け替え、それと電機工場の平家の建物ですか、それが掛かるかなと考えております。B区間につきましては、金山付近の区間でございます。B区間は、昭和58年災害でも被害を受けた金山地籍付近でございます。この区間の現況の河道は、護岸工と落差工が整備された掘り込みの区間でございます。背後地の土地利用も田や畑が主なもので、現在の護岸を嵩上げて河川の断面を大きくする改修案を提案しております。流下能力が不足する区間について護岸を嵩上げし、3mの堤防幅を設けております。尚、嵩上げの必要高につきましては実施計画において変わる場合があると思っております。この図面が標準の断面でございます。既設護岸の法勾配は、だいたい5分勾配でございます。これに嵩上げをして3m堤防幅を確保して裏の法を2割の勾配で下ろすという計画でございます。それでは次C区間をお願いいたします。C区間は横山橋上流付近でございます。C区間も現況の河道は掘り込みの状況で、右岸側はほぼ護岸が整備されています。背後地の土地利用は田や畑が主なもので、流下能力の不足する区間について護岸を嵩上げし、河川の断面を大きくする河川改修案を提案い

たしました。3mの堤防幅を設けます。尚、嵩上げの必要高については実施計画において変わる場合もございます。これがC区間の標準断面でございます。既設護岸につきましては、先程の5分よりもやや緩い形でございます。これを護岸工によって嵩上げをして天端幅3mをとりまして、後ろの法勾配は2割としてございます。次D区間をお願いいたします。西部付近の説明でございます。D区間もB区間と同様に、昭和58年災害により被災を受けた区域でございます。この区間の現況の河道は掘り込みの状態、右岸側はほぼ護岸が整備されております。背後地の土地利用は田や畑が主なもので、流下能力の不足する区間について護岸を嵩上げし、河川の断面を大きくする改修案を提示いたしました。3mの堤防幅を設けております。尚、これにつきましても必要高については実施計画において変わる場合もございます。これがD区間の標準断面でございます。右岸側の既設護岸の上に嵩上げをいたしまして、堤防幅3mをとりまして、後ろの方は2割の勾配で土羽とする計画でございます。次お願いいたします。クジメン橋下流付近、E区間でございます。E区間はですね、クジメン橋の下流付近の湾曲部でございます。背後地は、山間地でありまして、又、村道が河川と並行しています。ここを改修区間に入れてない説明を今させてもらってますので、標準横断はございません。平成8年頃にカ-プが道路改良により付け替えられております。跡地利用を勘案いたしまして、改修区間には入れない事といたしました。次F区間をお願いいたします。これは堀越砂防えん堤上流付近でございます。これが上流の堆砂部でございますが、F区間は堀越砂防えん堤の上流堆砂区域に位置しております。背後地としては山間地でありまして、氾濫が起こっても洪水は砂防えん堤で収束すると想定されますので、改修区間には入れない事といたしております。以上、河川改修検討案をご説明いたしました。

#### 和田河川課計画調査係技師

河川課の和田でございます。資料6について説明させていただきます。前回、竹内部会長から河川整備計画とその事業の手法についてという事で、要請をいただいております。河川整備計画について説明させていただきます。河川法で、河川管理者は計画的に河川整備を実施するにあたりまして、その区間で当該河川の整備に関する計画を定めて事業を実施していくという事が定められています。具体的には、資料6のようなフロ-になります。治水施設の具体案を作成し、圏域での河川整備計画を作成いたします。この段階ではまだ素案という事で、国土交通省と事前協議を重ね、河川整備計画の原案を作っていきます。原案が完成したところで、学識経験者の意見を聞いたり、住民の皆さんから意見聴取を行ったりいたします。この時、農林・水産・環境などの関係機関と協議を並行して進めていきます。それぞれの意見を踏まえまして、再度整備計画に反映させていくような形に努めたいと考えております。この次に再度国土交通省と協議を重ねて、河川整備計画の案を作成していきます。この案が出来た時点で、次は市町村長から意見を聴取いたします。市町村長から意見を聴取して、河川整備計画を大臣申請します。大臣申請を行って最終的に認可という形になります。これをもちまして河川整備の計画については認可された事になります。具体的にこの後の作業といたしまして、実際その整備計画の中で盛り込んだ治水施設を造るという作業に入ります。事業執行にあたりましては、国庫補助によって事業を進める方法と、県単独事業によって事業を進める方法がございます。それぞれにつきましては採択条件等があり、その中で最良のものを選択して行っていきます。又、国庫補助事業につきましては、今度

事業の認可という事を次の段階として進めていく必要性がございます。資料6については以上です。それと、今このフロ - の中で圏域という言葉がついていますけれども、これにつきまして長野県では、河川整備計画を河川ごとに策定するのではなく、関係のある地域をひとくくりとしまして河川整備計画を策定します。長野県においては、現在16圏域設定してございます。郷土沢川は、飯田圏域として作成します。以上です。

竹内部会長

はい。ありがとうございました。一通り資料の説明が終わりました。後の議題の方にも関連いたしますので、今の資料に対する質疑についてはその場で一括してやっていきたいと思っておりますので、順次先に進めさせていただきたいと思っております。

先ず公聴会につきまして、先程の事務局案といいますが、私共が相談して出した案がございます。それについて皆様方のご意見をいただいたうえで、今日の中で先ず冒頭、公聴会の持ち方を決めさせていただいて進めて参りたいと思っておりますが、皆さんから先程の公聴会の資料をご覧いただいて、ご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。丸山委員。

丸山委員

先程の説明の中で、仮に公述人数というのを25人という事で、5分ずつの2時間半という事だった訳なんですけれども、仮にこれが25人、実際に出てきて話をするといった場面になった時には、もうそれ以外の時間は全く取れないという捉え方でよろしいんですか？この進め方の中では3時間という時間の中で、休憩15分取って2時間半、公述人の意見だけ出すっていう形で終始すれば、それ以外の時間は一切無いという考え方という事ですか？

青木治水・利水検討室長補佐

部会長の進行によるという事ですが、一応3時間というのは、時間設定としては妥当な時間だろうなと。平日の夜間という事になりますと。状況にもよりますけれども、これまでもそこら辺の事はかなり柔軟に対応出来るのではないかと。部会長の判断でやっていただければというふうに事務局としては思っているんですが。前例として、浅川部会の公聴会。或いは砥川部会の公聴会におきましても、先程もご説明申し上げましたけれども、当日公述書をお持ちいただいて公述していただいた方もありますし、そこら辺はかなり柔軟に対応してきた、そういうやり方をやってきたところもありますので、柔軟に対応していただければいいんじゃないかと。後は部会長の仕切りでお願いをしたいというふうに考えております。

丸山委員

そういう事であれば結構なんですけれども、ひとつ心配だった部分っていうのは、この部会の中でいるんな形で検討してきている訳なんですけれども、その及ばなかった部分っていうのを出される可能性っていうものも、きっと拭えない事だと思いますので、そういったものに対して、その場でその人の意見だけで終わってしまうと、きっとまた部会にいつてそれどう扱うかっていう話になる時、時間的にかなり限られておりますので、駒不足というか、出来ればそれに係るこ

とで意見があったりする人がおられれば、それまでそういったものも吸い上げていけるような形だけは、進行の上で含んでおいていただきたいという気はいたします。

竹内部会長

はい。いずれにしても日程的な調整と、この会場の都合とかでやった時に夜しか無理でしょうという事で、そこに設定させていただいて、そうすると時間的制約があって、最大限発言をやって、逆計算して5分やっていけば25人程度であろうという考えだという事で、逆に25人来なかった場合には、逆にいうと時間が余っちゃうという事もあると思います。色々やり方については、その時の状況を見ないと何とも言えない訳ですけども。原則的には、他はこういうやり方をしていると。それで時間がくれば・・・。

新家治水・利水検討室企画員

浅川の時の例を申し上げますと、浅川も5分間の時間がございました。30秒前にベルを1回鳴らしまして、それから5分になりましたら2回ベルを鳴らします。それで公述人の方にそこで止めていただくような形を取らせていただきました。

竹内部会長

はい、丸山委員さん。どうぞ。

丸山委員

公述人の公募というか、応募していただいて、締め切って数日、もし仮に25人超えた場合には選定していくという事なんですけれども、仮に少ない場面の中でも、一応400字程度にまとめた公述書って事ですので、本当に言いたい人はとてもその中には言いきれないものではないと思います。当然、少なからうが多くなろうが必ずその選定の方々とか、目を通していき事だと思いますので、その時点で先程のような場面が生まれた時、要するにこの部分については部会の中でも検討されなかった要素の部分のようなものが、もしあった場合には、出来ればスム・ズにそこら辺の進行が出来るように、こちらで意見を操作するって意味合いではなくて、この部分について当日もう少し色んな部分を説明していただきたいみたいな事を前もってお願いしていけるような形が望ましいのではないのかなというような、そんな気がいたします。

竹内部会長

他にございますか？はい、どうぞ。小林委員さん。

小林委員

この郷土沢部会公聴会（案）の（3）番目の公述人の選定という中の、上から2番目のところに選定基準というのがあるんですが、これで部会が作成した案っていうのは特別委員会の部会で案を作る訳なんでしょうか？それとも上の部会の案に対して公述人は意見を出すという。どういう部会が作成した案という事についてちょっとお聞きしたいんですけども。

竹内部会長

はい。これはですね、あとで日程的な事、先程もちっと事務局でお話ありましたけれども、公聴会をやる前段として、これまでの部会の審議を踏まえまして、一定の案を策定して、それに対してどう考えますかと、こういう投げかけをやっていこうじゃないかと。こういう意味です。ですから部会としての案に対する意見をいただくと、そういうふうにもっていきたいという事です。内容的には、忙しいですけども。

小林委員

そうしますと、部会で作った案に対してですね、公述人は言いつ放しで、ただこういうふうには私は思いますと、そういう発言内容というか。それでその人の役割は終わると、こういう格好になる訳でありますか。

竹内部会長

その点は日程的な制約の中で、今までの浅川なんかはそういう意見をお聞きするという事に留まっているという事です。浅川なんかは、一応これはそういう事を想定しますが、ただその応募の状況とかですね、そういうのによっても全然持ち方が変わってくると思うんです。実際には、ただ、いっぱい来るだろうという事を想定すればこういう事にならざるを得ないという事ですね。ですから砥川なんかの場合には何回もやってるというケ - スはあるんですけども。一応、この前の審議とすれば1回、そういう皆さんの意見をお聞きする場所として、案に対するですね、設けたらどうかという。今までの流れはそういう事で、この部会については進んできておりますけれども、それは皆様方のご意見によって運営していくという事でよろしいと思いますけれども。他に如何でしょうか？公聴会の持ち方について。はい、吉川(明)委員さん、どうぞ。

吉川(明)委員

概ねと言いましょか、この内容は様子は分かったんですが、応募要件のところ豊丘村流域関係住民というふうにある部分ですけども。基本的にはこういう形でいいと思うんですけども、この案の前にあります2ページの参考の文書の中にありますが、その他の意見聴取方法が(5)までありますけれども、前回の時に私ご提案いたしました内容に関係する、この(4)の公募意見の発表という項がありますが、特別委員の選考に漏れた方の意見を聞くという部分を、積極的に意見を聞くという意思表示。部会の意思表示として、この形をとって部会の案に対するご意見を提示していただくという事を、私は提案をしていきたいと思います。

竹内部会長

すいません、もうちょっと具体的にケ - スを話していただきたい。

吉川(明)委員

具体的にという事になりますと、事務局の方では特別委員に応募なさった皆様の連絡方法がお

ありかと思しますので、その方々宛てに応募要件がそういう方向で決まったとすれば、それぞれの皆様方に部会のまとまった、次回でまとめるという方向なんですけれども、まとまったものをお送りして、これについて部会ではこういうひとつのまとまりを付けたけれども、ご意見をいただければと。またそれを、このあとでもいいんですけれどもご意見をいただく事としましたので文書によって送ってください、という事で公述人として、ここへ来てお話するという事では無くって、村外、村内の方でそういう方がいらっしゃれば、それは公述人として結構だと思いますけれども、公述人になれなかった人、又はそういう対象範囲の特別委員の選考に漏れた人、という二つの条件で文書によって、こういう形を部会でとりますと。それで、ついては意見があれば公述の代わりにですね、文書を送ってください、という形で集めて、それを私たち部会委員が、ここにありますが条件からいうと原則として公表とありますので、公表の文書の中に含めて、公表していけばいいんじゃないかという内容でありますけれども。

竹内部会長

要するに特別委員に応募され、漏れた方で、いわゆる村外の方にもそういう場所を与えて下さいと、こういう主旨でいいですか？

吉川（明）委員

例えば25人という人数より多くの方が、もし応募され、特別委員として応募した方で、その選にも漏れた村内の方、又村外の方も。言ってみれば特別委員に応募なさった方で、公述をしようとしなかった人もいるかもしれませんが、一応公聴会への意見をお出しいただければという問いかけでしょうか。そういう事したらどうかという内容ですけれども。

竹内部会長

今そういうご意見ですけれども、皆さんからもお出しをいただきたいと思いますが。はい、丸山委員さん。

丸山委員

その点については、吉川（明）委員さんも前回広く外からというような事でお話した部分につながっていく事じゃないかなと思うんですけれども。その特別委員に応募した、応募しないにかかわらず、窓口は開いて当然やっていくべき事だと思いますので、その意見っていうものを幾日までに出してもらえれば、当日の資料的なものとしては、外からの意見としてこういうものもありますっていう事で、集まった皆さんに目を通してもらう事も必要な事だと思うので。おそらく特別委員に応募されたような方であれば、当然それなりの、この部会の行方ってものをきっと見守っておられたと思いますので、物申したい事があればきっとそういった形の中ではやってきてくれると思いますので、特別委員どうこうという事でなくて、広く外にも意見は求めますっていうスタンスでやっていくって事でいいんじゃないかなっていう気がします。

竹内部会長

吉川（明）委員さん言われたのは、外の人の方の発言の場所を設けるという意味なんですか。公聴会で。今言ったその辺のニュアンスが、丸山さんの意見とちょっと・・・。

吉川（明）委員

今、丸山さんのおっしゃられた広くという部分は、一番広く考えれば誰でも制限無くこの場で公述したい方はどうぞという、集め方というか、応募の仕方であると思います。それが一番、私はいいいとは思うんですけども、どれだけの人数になるか分かりませんし、又、選定という中で、一つ枠を作るとすれば例えば長野県民とかです、いろいろな枠の作り方があると思うんですけども、今日の皆さんのご意見を聞いて少し自分の考えをまとめようという考えで来たものですから、具体的に考えていた部分は、先程申しました意見なんですけれども。一つ枠を広げれば、丸山委員のおっしゃられた形も、私もやっていった方がいいとは思ってはおりません。それで、どれだけの人数がって事は想定をしないで考えていけば、誰でもって形がベタ - だというふうには思っています。ですから丸山委員の意見に関しては賛成です。私の申しした事は、先程言った条件で文書によって出していただくという内容でありました。

竹内部会長

それでは一応、公聴会における公述人の方については、時間の都合がありますので、その発言をいただく方は基本的には村内の方という事にさせていただいて、ただ、今言われましたように今まで応募された方については、村内の人についてはお知らせをするという事。当然今までの経過がありますので、やっていただくと。ただ、村外の皆さんの取扱いについては、例えばその意見とかそういう事で参考として文書でお出しいただくとかそういう事は当然いいと思うんですが、その場所で例えば限られた中で、発言されるという事については、私は何か全体の雰囲気とか、そういう事からすると今までの論議の経過見えてきて、運営上で意見が一致するのかどうかという事は、個人的にはちょっと考えます。この中の部会としてどうかなって事で考えるんですけど。例えば応募の状況なんかによっても、それは全然変わってくる話じゃないかなとは思うんですけど。その整理は、意見を例えば公聴会のご案内、お知らせについて村外の人、例えば何かご意見があれば参考にさせていただきますので、文書でお出しくださいとか、そういう事は可能じゃないかと思っておりますけれども。どんなものでしょう。それを整理しておかないと先に進まないものですから、意見いただきたいんですけど。今は個人的に話ただけですけど、今の話は。如何ですか。川野さん、前回何か言っていましたけど。よろしいですか？

川野委員

私は最初からそういう考えですが、基本的には豊丘村村民の方に資格があるという、そういう考えであります。それから今ひとつ、私は公聴会というものについて、自分の中でちょっとはつきりまだ理解が出来ておりません。例えば公聴会で25人の方が応募されて、自分の持ち時間5分間を自分の意見を言いつ放しという形になって、その場で質疑応答とか、そんな事はたぶん無いと思いますので、言いつ放しにしてもその後公聴会で出た色々な意見を、これから回数が少ない中で、この部会の中で、それをこういう意見があった、こういう意見があったって取

り上げてそれについて考えていくとか、そういう方向になると、今までここでやってきた私たちの自主的な郷土沢川部会っていうものが、非常に残り時間が少ない中で、この公聴会に出た意見の受け止め方ですね、私たちの。それがいまいちちょっと、私的にははっきりまだ、この公聴会ってものは一人でも多くの人の意見を聞くっていうそこまでは分かります。それで聞いて、聞いた後じゃあそれをどうするかっていう、そこにはちょっと一つ疑問があります。

竹内部会長

他にはどうですか？はい、吉川（達）委員さん。

吉川（達）委員

私も川野委員の気持ちが分かるわけですがけれども、この部会として、もし村外の方たちの意見がまとめる中に参入されて、もちろんいいという事ならだけれども、この意見の中でこういう人もあったというその部会のまとめ方に、村外の方のそういう意見があったという場合に、検討委員会とか、或いは、何と言いましたか、県の職員の皆さんが進めていただいている専門委員会。何の委員会って言ったかな。部長さんや課長さんたちの、推進委員会。そういうようなところへ、郷土沢川部会ではこういう意見がありましたよという形で取り上げられるという事が、果たしてこの部会としてやってきた真実の意見として反映されるかどうかとを非常に心配するわけなんです。この部会というのはあくまでこの郷土沢川流域に対する住民の意見という形で、是非まとめて、そのまとめ方によるかと思えますけれども、そんな心配を私自身します。

竹内部会長

他にございますか？はい、丸山さん。

丸山委員

竹内部会長さんが先程から言われているのも、基本的にはその形だとは思いますが、私もそれで、今度の公聴会についてはいいと思うんですが、先程川野委員さんが言われた、どうした形で反映していくのかっていう部分の事が一番大きな部分じゃないかと思うんですが。それについては、先程のこの公聴会の話の説明の中で、最終的には8日の部会の折に、公聴会に出せる議案的なものを作るという予定だとは思いますが、という事はあと10月28日・29日、それから11月8日、今日を合わせて3回の中である程度方向を出していくという事なんですけれども、治水・利水検討委員会のその下に位置するのが部会で、私はだから公聴会もその部会の、またその下で皆さんの意見を出していただくっていう捉え方でいいと思います。例えば8日の時点でまだ結論の出ない部分、部会としても結論出せないでいる部分について、この部分についてはどうですかっていうような形で、また一つ出していくっていうのも一つのやり方だと思います。そういったものについては、基本的に流域の皆さんの意見を最優先として、こういう時にやっていただかないと、その時に、前回見ましたけれども、とにかくダム駄目だっただけの話であるとか、そういったものを持ち込んで、また一から戻り出すような話になってしまうと、結局は話のまとめようもないと思います。そういった意見を、先程のような形の中で

文書として公開していくって事には異論をはさむものではないですけども。又、そういった事も必要だと思います。当日のやり方については、流域住民の思いつものを極力出していただくようなスタイルでやっていただくのが一番ベストではないのかなというような気はいたします。

竹内部会長

はい。どう反映していくかっていう問題点だと思うんですけども。国のやるような形式的なものと違って、やっぱり率直に部会の検討してきた課題について、住民の皆さんから代表してご意見をいただくんだと。それでその結果については、どういう意見が出るかは別にしまして、部会としてもその意見を基にして、また次回の会なりに、その事はどうなんだろうかというような事を含めて、真剣に検討していくと。こういう事だけ確認しておいて、如何でしょうか。この案で開催をして、それで今の吉川（明）さんが言われた事については村外の人については、ご意見があれば文書でお出してくださいという事を付け加えてやらしていただくという事で如何でしょうか？はい。そんな事で公聴会については、どうぞ。吉川（明）委員さん、どうぞ。

吉川（明）委員

すいません。公聴会のイメ - ジって言葉を使っちゃいますけれども、様子が目に浮かばないんですけども。具体的に、前例として砥川、浅川の公聴会の前段で、例えばここにありますスケジュールで言いますと、日程表で言いますとここに10月29日の公聴案件決定って項目で、29日のところに星マ - クがあって、グレ - の帯が右に伸びているわけですけども。この案を提案という事は、多分事務局の方でここまでの話し合いの状況を、どういう形になるか分からないところも、イメ - ジが湧かない一つなんですけれども。今まで懸案事項として出てきたものを、整備していただいて、前回もいただいてそれを中心に私達話してきたんですけども、それぞれこういう懸案を話し合った中で、はっきり言ってそれぞれすべてを結論付けた形で進んできていないという事がかなりの項目あると思いますので、この件についてはこういう意見があった、この意見については一定の絞込みが出来たというようなまとめ方で、絞ったような提案書といいたいでしょうか、紙が出来てくるのかなって。私は勝手に思ってるんですけども。その辺、実際砥川、浅川では、例えば具体的に何ペ - ジ位の紙で、どんな形でまとめたものを村民の皆さん、又はこの部会以外の皆さんにどういうふうに提示したかっていうようなものを、私は勉強不足で拝見した事が無いんですけども。もしあればですね、どんな形で提示したかというものを具体的に見せていただきたいと思ひますし、且つこの29日から8日まで案を提案して、案の決定まではグレ - のゾ - ン、幅があってこの日程の中は、実際私達は何をするのか。例えば今の予定ですと28、29日の部会の後、8日まで部会を開催する予定は、今までの中では無いわけですけども、必要に応じて、ここで例えば事務局の皆さんとか、部会長さんはどういうご予定になるか分かりませんが、私達は委員として連絡を取り合ったり、又はある意味では公の場でここで詰めの、要するに案の詰めをやるのかとか、そういう部分が具体的にイメ - ジが、想像が出来ないんですけど。お分かりの部分があったら、前回の砥川、浅川の状況も含めて教えていただきたいんですが。

竹内部会長

それでは、どの程度の素案だったかという、素案というかあれは論点という感じだったと思うんですけど。砥川の事は分からないんで、事務局の方で。

新家治水・利水検討室企画員

浅川を例にして、ではどんな形で公聴会を、どういうもので公聴会を開いたかというのをご説明いたします。一つは治水対策案という事で、浅川の場合は基本高水の流量が、要は今までの計画案とそれから引き下げた案の2通りございました。それを、それぞれどうしてこういう形になったのかというのを明記しまして、それを公聴会の案という事で出しております。利水につきましては、長野市の水道水源なんですけど、必要であるという部会での意見がございましたんでそれを列記したものと、不必要だと、要は簡単に言いますと、そういう形の意見が二通りございましたんで、その2案を表にまとめまして、それを公聴会の案として出させていただきました。浅川の公聴会の場合、治水と利水の対策案をそれぞれ部会の中では2案ずつ出しましたんで、それを表にまとめさせてもらいまして、それを公聴会としての対策案として提出しております。

吉川（明）委員

お話をさせていただきますと、前回の部会でいただいた、論点をまとめたこういうものがありますけれども。

例えばこの部会で案をまとめていこうとした場合、こんなにもたくさんの項目が実際にはあがってきたけれど、全てを案の中にまとめるという方向なのか。

例えば総論的にいくつかの論点があってやってきて、論点として残ってきたものがここにあり、これについて部会としてこういう意見が出てきましたという出し方をするのか。

今のお話のように最終的に煮詰まっていかなかったというか、意見がまとまらなかった部分だけを出して、どういうふうに皆さん思われますかという公聴姿勢なのでしょうか？

その辺のイメージがわからない。

竹内部会長

いずれにしてもスケジュール的にまとめに入らなければいけない時期であることは事実ですし、最終的に当部会として出す報告書のまとめの作業もしていかなければならない。それに平行してこれも考えていかなければならないというのも一つですが、かといって公聴会を開催するのにこれが最終的な部会報告でございますということで、検討委員会に正分化したものを出すということまではいかないでしょう。

従って、今までの論議の経過の中で、ダムの概要、今までの課題別に論議した事に対して皆さん方と確認してきた一致できる部分。その事でこうあるべきだということについて、まとめたものを箇条書き程度にお出しすると同時に、最大の課題になります治水対策案、その前提となる利水に対する部分。これがどうなるかによって、この中の全体で一致できれば、その事を出せば良い事ですし、その辺の論議は推移をみながら先程言った様なかたちになるのか、もっと案を出してくるのか、選択する方法とか、意見を反映する方法とか含めてこれから論議していただいて、

皆さんが一番分かり易く、論点が一番明確になり易いものを、こちらで論点を絞りながら簡単にまとめたものを出していくというのでいかがでしょうか？

私は個人的にその様に考えていましたけれど。

吉川（明）委員

おっしゃった意味は良くわかりました。

その辺のところは皆さんのご意見でそういう方向であれば私も良いと思います。

今おっしゃられた内容は論点を明確にして、こことこの原案について部会では意見の一致ではなかったという出し方。これとこれに付いてはこういう方向でいこうという今までの論議した部分を箇条書きという方向で私もよろしいかと思えます。賛成です。

ついては、日程的な部分では実際どういうふうに考えたらいいのでしょうか。29日以降8日までというのは29日に案の提案を幹事さんからいただいた後、個人的に持ち帰って考えていって、もう一度8日に1日かけて意見を出し合うというやり方なののでしょうか？

それとも何か違うミーティングを考えていていいのでしょうか？

竹内部会長

違うミーティングと言いますと例えばどんな？

吉川（明）委員

例えば、部会がない訳ですし個人的に部会委員が話をするという場面があっても、それは個人のレベルですのでいいと思うのですけれど、そういうのは今まで想定されていないですよね？

竹内部会長

あいだに委員会がありますよ。それは部会と全然関係ないですが。

吉川（明）委員

ええ、そうですね。

ということは、29日に幹事さんから提案を受けて、それぞれ個人が持ち帰って8日までにその案に対する意見を付けて8日に持ってきてまとめにかかるというイメージですか？

竹内部会長

そういうことです。

吉川（明）委員

はい、分かりました。

竹内部会長

はい、川野委員さんどうぞ。

川野委員

事務局の方にお聞きしたいのですが、浅川・砥川の場合は多分大勢の方が公聴会に参加されたと思うのですが、それが例えば結果的にダムはいらないという意見の方が比率的に多く、ダムが必要だという意見が少なかったという場合、公聴会で出た意見を部会として重要視していくような方向になるのか、単にこういう意見があったと聞いて聞くにとどまって部会は部会の話し合いを進めていくのか、その辺は残りの回数が少なくなりますので、取り上げ方というのはどう考えても非常に微妙で難しくなると思うのです。

私はこの公聴会というものの意味が、多くの人から意見を聞くというのはもちろんわかるのですが、それを部会に反映させるのか、ただ聞き流すのかというので微妙になってくるのです。

というのは、脱ダム宣言をやりました田中知事が再選されていますので、郷土沢ダムは、本当は造って欲しいと考えている方も「どっちにしてもダムは出来ないのだろう」という意見も結構私の耳には入ってきますので、公聴会をやった方がほとんどダムではなくて、ダム以外でやっての方が良いのではないかという意見が圧倒的に占めた場合、この部会の運営の仕方はその意見をどういうふうに取り上げていくかというところが非常に微妙で難しく、残り回数が少ないだけに、その取り上げ方というのが難しいと心配しております。

竹内部会長

聞きたかったのは浅川・砥川の時は影響があったかどうかですね？

川野委員

はっきり言って圧力というのではないのですが、外部からの部会に対するそういう雰囲気的なものをお聞きしたい。

青木治水・利水検討室長補佐

事務局の立場でフラットにみていまして、例えば、砥川の場合は3回公聴会をやった訳です。ただ具体的な案というか、280 m<sup>3</sup>/s と 200 m<sup>3</sup>/s の実際の絵を示しながらですが、その絵が出来たのが正に当日間に合ったようなかたちでの公聴会の入り方だったので、事前に広くその案が流域関係住民に示されて、しっかりした意見を聞けたかということ、そんな時間も余裕もなく、そういう中での公聴会だったという特質性もあります。

それで、結局は公聴会でも賛成反対といいますが、両案に対するそれぞれの賛成があって検討委員会への部会報告としては両論併記にならざるを得なかったというのが実体であったのではないかというふうには見えています。

後は部会長お願いします。

竹内部会長

いずれにしても意見を聞いたのを、参加者の立場に立ってどう反映するかというのも、逆に問われるかもしれないですね。

ただ部会は部会として率直にこれからも審議が続く訳ですし、今日も午後にありますけれど今問題になっている課題を皆さんに出していただいて、どうしたら良いかという方向をこの中で導き出すというのが目的ですから、例えば利水一つにしても治水一つにしてもそうですし、その事案を作るという事は、住民の皆さんに検討した結果をこういう事ですと投げかけ、それに対しての意見を聞くという事は、当然物事を決めていく決定過程における手法としては率直に出た意見をそれぞれの皆さんがお聞きいただいて反映していただくという以外には、私とすれば言いようがないですし、浅川・砥川とはこの部会の雰囲気というものが全く違うのではないかというふうに思っていますので、公聴会をやるまで時間がありますから、それまでにこの部会で真剣に論議いただくという事が大事ではないかと思えます。

はい、丸山委員さん。

丸山委員

川野さんが心配されるのもよく分かるんです。基本的にこの部会を進めてきた中で、浅川・砥川の検討委員の結論というものが、単純に言ってしまうと多数決で決まったのではないかという捉え方をしてきた部分があったと思うんです。

ですから公聴会で、その時意見をたくさん言った人が25人の内20人がダムを造れと言って、5人がダムはいらないと言って、他の者でやりましょうと言う話になったからダムを造りましょうと言う話になるものではないと思うし、またその逆も当然の事だと思うのですけれども、公聴会というものは、私もはっきり言うと今までのいろいろなかたちの公聴会を見てきているとかたちをつくるためだけに一つこういう席をつくりましたというだけに終わっている部分が多いと思うのですけれども、私はこの公聴会の時に十分に皆さんの意見を聞いて、今まで部会で審議してきた事を全部ひっくり返してどちらに転ぶにしてもどういうかたちになるにしても、その次の週の部会でそうしましょうというふうになるものでは決してないと思えますし、そういう事をするのであれば初めから部会の存在意味というものは全くない訳ですので、そこは考えなくてもいいとは思いますが、少なくとも今まで審議してきたものを8日の時点でまとめられるものはまとめて、まだ皆さんの意見を聞いた方が良い部分は、外の意見を聞いてみるというかたちでその公聴会をやるという事ですので、あくまでもそのかたちで考えていけばいいのではないかと思います。

それでその公聴会の意見を聞いた上で自分達の今まで検討してきた部分で補えるものもきっとあるであろうし、逆にもう少し考えなければならぬ部分も出てくる部分もきっとあるかと思えますけれども、その時点で先程吉川（明）委員もいわれましたけれど、1回で済まない場面ももしかしたらきっとあり得るのではないかと思いますけれども、あくまでもその公聴会というものは最終的にこの部会というものが今まで検討してきたものの一つをある程度のかたちになってきたものを住民の皆さんに提示してどうお考えになりますかという事を聞く場面だという事で私はいいいのではないかと思います。公聴会によって全て方向を決めていくと考えるべきものではないと思えますので、当然住民の意見を吸い上げる事は必要な訳ですけれども、もしそれだけ住民の皆さんに意識があるとすればもっと前から浅川・砥川ではないですけれども推進派だ反対派だというかたちで住民運動みたいなものももっとたくさんあってしかるべきだと思いますし、豊丘

の場合はそういったものもない中で私も最初の部会の時に言いましたけれども、良いものを造ってくれるのだなという位の感覚で捉えていたものが諸々の社会情勢なり、いろいろな条件を考  
える中でいろいろ検討してきた事も無駄な事ではないと思いますので、それを一回の公聴会でひ  
っくり返すという必要は全くないと思いますし、あくまでもこの部会の最終的な意見集約をして  
いくための一つの方法だということ捉え方で私は良いのではないかなという気がします。

竹内部会長

はい、いずれにしても基本的には先程示しているの、開催して今論議がありましたように位  
置付けをそれぞれ率直にまた皆さん委員一人一人考えていただいて望むと、それを極力受け止  
めていただいてこの会で論議していくという事でよろしゅうございますか？

公聴会の在り方についてはそういうふうに決定をさせていただきます。

それでは次の議題に入りたい訳でございますけれども、何しろ課題がいろいろ多きものがござ  
いまして、ここで論議に入るとお昼を超えてしまうような感じがしますので、今10分前位にな  
りますので午後1時まで休憩して、午後特に利水に関わる議題、それから先程の取水の関係を整  
理していきたいというふうに思いますのでその後先程の細かい資料の関係について、その後や  
っていくという事にさせていただきますが、よろしゅうございますか？

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

先に午後のスタートとしてこの資料の説明、内容の確認等の質問時間はお取りいただけるの  
でしょうか？

竹内部会長

どこかで取るのですけれど、ただ今後の進め方の中でいかがですか、ではご論議いた  
きたいのですけれど、例えば治水もそうなのですけれども、一番の根幹というのはどこにあるかとい  
うと利水の方向性が出ないと論議の関係がやってもどうも……。利水の方向が出ればなから  
お互い論議していても違う課題が出てくるような気がするんです。利水のところがやはり根幹  
はないかという気がしていますので、先程治水のお話があったんですけれど、その場合の事も、  
例えば利水でダムが必要か必要ではないかという事の中の判断でみんな変わって来ると思  
うのです。私は個人的にはそう解釈しているのです。

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

おっしゃる意味は私も同じ部分があるのですが、治水の言ってみれば具体的な図面書きを示  
されたというのは、私はかなり大きなポイントだと思いますので、いくつか確認したい内容  
があるのです。これを私は利水の方へ考え方を変えるというとおかしいのですけれど、いく  
ためには申し訳ないですけどもこの内容は事前に確認したい部分もあるのです。という  
事は治水の一つのかたちに近いものが出てきたという捉え方をいたしますし、利水を考  
える中で大きな要素だと私

は思いますので、出来得れば午後、一括で良いのですけれどもこの資料関係のいくつか質問したいところがありますのでお時間を先に取っていただきたいのですけどいかがでしょうか？

竹内部会長

はい、そういう事で今日の資料関係の。  
それでは午後1時まで休憩いたします。

< 昼食休憩 > ( 11:50 ~ 13:00 )

竹内部会長

はいそれでは再開いたします。  
それでは午前中説明を受けました資料について質疑を行った上で議事の方に入っていきたいと思えます。

先ず、堀越産廃処分場の水質結果と処分量についてご質疑ございますでしょうか？

これは前に松岡委員さんをお願いした資料ですけれども、よろしいですか？

それでは次に芦部川・郷土沢ダム計画地周辺環境調査の概要について、質疑だけこれは後でまた環境のところでもたやりますけれども何かご質問等、はい、どうぞ田島委員さん。

田島委員

環境調査をするに当たって調査を担当した機関というものはどういう機関で調査に当たったのかそこらをちょっとお尋ねしたいと思うのです。業者に委託をさせたものか、委託させたとすればどんな業者であるかそこの辺を。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

この調査は委託によってお願いしたところでございます。  
委託のコンサルは建設コンサルタントにお願いしました。

竹内部会長

田島委員さんよろしいですか？  
松島委員さんどうぞ。

松島(信)委員

脱ダム宣言の次の日は地権者との調印という段階になっていたもので、私が知りたい事は、この環境に関係して各地権者毎でなくてトータルで良いのですけれども立木の基本的な数値。例えば本数ですとか、太さとか、そういうものについての資料をこの次の部会に提出して欲しいのだけれど。それから出来れば二酸化炭素の排出量みたいなものを一応見てみたいのでその量をあらかじめ教えて欲しいなと思えます。

飯田建設事務所の方でお答えしてください。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

貯水池内の木の本数というかたちでよろしいでしょうか？

どちらにしる平成11年度に、要するに立木の補償というかたちで私共調査したものがございます。それは幹の径が胸高といいますが胸の高さでだいたい1cm刻みの立木調査をしてございます。それでご提示するのは1cm刻みがありますので、例えば1cmから10cmまで何本10cmから20cmまでが何本とそんな表示でよろしいでしょうか？

松島（信）委員

はい。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

それでは次回用意するようにいたします。

竹内部会長

はい、松島委員さんどうぞ。

松島（信）委員

今回は文書でお願いしたいのですが、あらかじめ次回それが出てきてもそこで即計算できませんので、先に欲しいという事です。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

わかりました。

竹内部会長

はい、他にございますか？なければ先に進みます。

公共事業評価監視委員会の資料についてご質疑ございましょうか？

はい、松島委員さんどうぞ。

松島（信）委員

郷土沢ダムについては、今日のプリントの2ページにありますように（2）の（2）郷土沢ダム、流域からの土砂流出を防止するため、関係機関と連携を図り森林保全に務めると共に湛水に伴う貯水池周辺斜面の表層崩壊対策を検討するという配慮すべき特記事項がついています。同じく次の意見書の中にも貯水池周辺の表層崩壊を十分に配慮されたしとあるように、これは一番重要な地質的なダムサイト地点での問題点だと思います。これについては来週の22日に、あらかじめこの現地調査をしたいと思えますから飯田建設事務所の方で対応していただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
現地に同行していただきたいという事でよろしいのでしょうか？

松島（信）委員  
はい、そうであります。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
時期が時期だけに山に入るのは神経を使った方が良くと言われておりますので、村とも相談して同行したいと考えておりますので、そんな事でよろしいでしょうか？

松島（信）委員  
はい、そういうふうをお願いします。

竹内部会長  
他にございますか？よろしゅうございますか？  
それでは続きまして、河川改修単独案の検討について。  
吉川（明）委員さんどうぞ。

吉川（明）委員  
資料の表紙をめくった次の、A区間の図面の関係でお聞きしたいのですが、例えば次のB区間の図面なんかですと嵩上げというような言葉を使われて具体的に改修の内容がおよそわかるのですが、このA区間の図面では見た限りでは嵩上げがされていないというふうに私は見えるのですが、それは嵩上げをしていないという前提で考えて良いかという事と、右岸左岸共に法面というのでしょうか、堤の斜めの斜面がこれを見ますと川底よりも下のところに入っていっているように見えるのですがそうみていいかという事です。  
これは今の川底と思われるこの線は現状の川底として考えた場合、単に斜めの石積みか何かが川底の下に掘り込まれるかたちを取るのかそれとも、この底の部分で新たな川底が出来るのかという事を先ず済みません図面から読みとれないのでお聞きしたいのですが。お願いします。

竹内部会長  
はいどうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
先ず、嵩上げについてのご質問なのですが、A区間につきましては人家があったり工場があったり役場があったりという、もし災害を受ければ被害が相当大きくなるということで、嵩上げをする治水対策はハイウォーターレベルが上がる話ですので水位を上げるという改修はあまり好ましくないという考え方をいたしました。それでいわゆる五分から一割に引堤という水位を上げない改修をし、それと共に護岸を新しくしっかりしたものにするという考えでございます。それと

もう一点は、上流区間とは違いまして掘り込み河道ではなく築堤といいまして、要するに背後地が水位より低い所がございます。そういうところも考えまして嵩上げではなくて一割の引堤をした新たな護岸工をつくり改修計画という案を提案させていただいております。

2番目の河床の話でございますが、ここから下に護岸工が河床から入っております。これは根入れといいまして河川構造の場合は計画河床より下の部分は、1m以上は突っ込んで底が掘れても対応できるような構造のために根入れというのが必要だにご理解いただきたいと思ひます。河床は一番下に実線で平らに引いてあります。これが現況の河床だにご理解していただきたいと思ひます。

竹内部会長

はい、吉川（明）さんどうぞ。

吉川（明）委員

ご説明の向きはわかりました。引堤という工法が良いかどうかわかりませんが、引堤によって断面積が広がるという事になると同時にこの河床を掘るといふ浚渫という言葉が正しいかどうかわかりませんが、掘り下げるといふ事は今回の計画ではお考えにならなかったという事なのでしょうか？

竹内部会長

はいどうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

そういう事でございます。

竹内部会長

はい、吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

こういうものを設定する時の基本的な工法ですとかそういう事が私はわからないので考えてしまったのですが、根入といふこの入り方とか考えてみますと根は根入としてもっと深くして、河床を極端な話50cm下げればかなりの断面積が広がるのではないかと考えたのですけれどそういう考え方も選択肢の中にあり得るかどうかといふ事を教えてください。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

今の河床を下げるといふ話なのですけれど、新芦部川橋が一番下流にございます。それで今回提案した案は教科書を基本として提案させていただいたのですが、そのベースとなるものが新芦部川橋の下流のところに落差工がございます。そこには竜東井といふ水路が自然流下で横断しております。それがありますし、もう一つは下水管も横断しております。そんな事情から河床が下

げられなかったと、現況河床というかたちで提案させてもらっております。

吉川（明）委員

はい、承知しました。

それとこの引堤という工法は、堤の裏側が例えばこの右岸を見ますと裏側が下がる、広がるといふふうに見えるのですけれど、このA区間において上から見た図というのが正しいかどうかわかりませんが、流域の引堤をした事によって堤の裏側の部分が広がっていくという事で、道路ですとか建物、畑等を含めたそういう上から見たようなものの想定をされるところまで今回はこの案は進められておられるのでしょうか？いかがでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

今、お示した標準断面の位置は、ちょうど電機工場があるところの部分です。この2割で堤防天端幅3mこれは基準でございます。それと堤防の法勾配を2割にしたというのもこれも基準でございます。そういったかたちで広がったという事になります。それで当然広がりに伴いまして用地が必要になりましてそれに対する必要な用地というのは確保する必要があるというふうを考えております。

竹内部会長

はいどうぞ。

吉川（明）委員

そうしますと現段階では断面的な案といたしましうか見方をしたというところで止まっていてA区間の流域的な引堤による例えば堤防に変わっていく面積ですとか家の戸数ですとか、そういうようなものは数値的にはまだ出ていないという事でよろしいのでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

現段階がですね200mピッチの横断ですとか5,000分の1平面程度しかございません。そういった中で、例えば費用を出せとかですね、そういう議論を進めていかなければいけないと部会から言われれば考えております。

私共がA区間の中で移転が必要だと今つかんでおります家屋は、村道沿いにある電気会社の平屋の建物と、右岸側になりますけれど堤防に張り付いているお宅がございます。そのお宅はかかるというふうを考えております。

吉川（明）委員

という事は、具体的にはまだ数値ですとか、具体的な建物を特定などはされていないという事でそういう認識でよろしい訳ですね？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

その通りでございます。

吉川（明）委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

竹内部会長

他にございますか？はい、松島さん。

松島（信）委員

特に下流部の河川改修に関して、降雨量についてお聞きしたいのですけれど。

7月当たりから9月までの間に何回か大雨が降った事がありました。村道とか県道とかそういうものに対する災害復興対応という事で24時間雨量は80mm以上とか1時間に20mm以上雨が降った場合にはそういう災害復興の対象になるとこういうふうに分っているのですけれど、それに相当する雨量が一回目には7月の10・11日の台風6号、それから二回目は7月18・19日、それから三回目は9月4日の夜～9月5日の朝に大雨になったと思うのですけれど、こういうような記録は常に役場の方では承知しているというふうに分っております。

それでそういうような時に、佐原の雨量観測所とか、この芦部川に関わる直近の観測所における雨量というものが、これは多分時間雨量そのものが計測されていると思うのですけれど、そういうものを開示して欲しい訳ですけれども、それについてどういうようになっているかという事と、その時間雨量を出来るだけ速やかに調べてもらえるかどうか。それを建設事務所にお問い合わせします。

竹内部会長

はいどうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

佐原の雨量観測なのですが、天竜川上流工事事務所の観測所でございます。天竜川上流工事事務所に照会を出して資料をそろえる事は出来ますが、そんな形でよろしいでしょうか？

竹内部会長

はいどうぞ。

松島（信）委員

ですから、それは早急に間に合うと言うようではないのでしょうか？

つまり部会がドンドン進行していますから遅れた時点では意味がないのですけれども。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

すぐ用意するように手配したいと思います。

松島（信）委員

よろしくをお願いします。

竹内部会長

他にございますか？はいどうぞ。川中島委員さん。

川中島委員

ちょっとお聞きをしたいのですが、この検討案というのは部会の指示という事になっているのですが、これはダムがあるとかないとか、ダムを造るとか、造らないとか関係なしの案という事ですか？

それともう一つは川の下からこの300mになっているのですが、その上県道の橋の付近というものは、今のところで大丈夫というように見ておられるのかお聞きしたいです。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

検討した区間の内容が流下能力が不足している区間を改修するという考え方でございます。県道の橋付近は流下能力があると考えておりますので、外してございます。

それとダムの代替案として提案したものかというご質問なのですが、これはあくまで部会のたたき台としての案を指示に基づいて提案させてもらったという形でございますので、そんな事でご議論願いたいと思います。

竹内部会長

前回の部会の最後で、30分の1を限定としたダムによらない改修が実現可能な線を描いてみてくださいという指示でお願いしたものが、今日出てきたという事です。

よろしいですか？

では吉川（明）委員さんどうぞ。

吉川（明）委員

はい、お願いなのですが、資料を作っただけであればという事でA区間引堤をした場合の影響される面積。地図の上にと言いますか、図面的にどれだけの面積が堤防になっていくかという図面と、それから面積と対象となる具体的な建物、結果として見込まれるとする費用的なものいかがでしょうか？次回の時までにはA区間において算定が時間的に出来るのでしょうか？

いかがでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

先程も説明いたしましたけれども、実施に当たっては詳細な測量をしてやらなければいけないという事的前提の中で、今言った資料の中で概略という形のご理解の中で算定しろという形になればそんな形で対応したいと思います。

吉川（明）委員

はい。図面のサイズが私イメージがわからないのですけれども、このA区間300mの流域全面にわたって現在の堤防の図面から見てどれだけ引堤によって堤防の位置が広がって堤防の裏側の部分がどこまで広がるかというような図面を、出来ればどの位のサイズが良いのかわかりませんが、わかるような図面を作っていただければと思います。且つ後での影響もありますので、その辺の事もわからないのですけれども、ある程度の精度の図面で現状何戸位の家が現実的に建物が掛かってくるか、道路の変更がどれ位必要かというような事も、図面に入れていただければと思うのですが、ご用意いただけそうでしょうか？

竹内部会長

はいどうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

平面図につきましては、もう少し細かな線を入れて、今お示した図面の中にこの位潰れるのではという線が入られれば入りたいと。それと横断図につきましては、この程度のものしか出せませんので、要するに概算工事費をはじきたいというふうに考えております。

これでよろしいでしょうか？

吉川（明）委員

はい、よろしく申し上げます。

それとこのA区間とB区間の数字を、今わかれば後からでも結構なのですけれども、A区間のところに出ている図面のハイウォーターレベルの水面の長さですとか、河床の長さ。言ってみればこの断面積を知りたいのですけれども、そういう数字を後からで結構ですので、メモ的でも結構ですのでいただければと思います。以上です。

竹内部会長

誰かお答えは？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

後からお答えさせていただきます。

竹内部会長

はい、他にございますか？

川野委員

県道に架かる橋から上で金山地区との間の改修案は完全に除かれているのですよ。

一番のカーブで水が当たる木下さん宅前、寺沢五郎さん宅前、こちらが牛村さん宅前のあそこ

はこの基本高水が30分の1となった時に考え場合の流下能力は、あの辺はまったく心配がないというそういう捉え方で良いのでしょうか？ちょっとその点、1点確認したいのです。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

県道の上のところですよ？

私共のところにある資料では、流下能力はあると考えております。

川野委員

郷土沢川部会に参加する時の一番先の取りかかりに、芦部川の水が出た時の一番の心配点がそこであったものですから、それからこのA地点の家屋移転がこれでいきますと何戸も掛かるような気がして仕方がないのですが、果たしてこういう改修が雰囲気的には非常に厳しいものを感じてしまうのですよね。これは基本高水30分の1にした時の流下能力を考えた時に、このA地点の300mのあればこれだけの家屋が引っ掛かり、工場も引っ掛かり、それだけの改修が必要という資料ですよ？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

今の家屋の話でございますが、先程も説明いたしましたけれども、左岸側の電機工場その村道沿いに平家の建物がございまして。それと右岸側の堤防に接している牛村さんのお宅があります。その家屋が掛かるのではないかなと想定しております。今考えているのはそれだけです。

川野委員

牛村さんのお家のもっと堤防際に今新しく一件建っていますよね。本当に堤防際に今新しく家を建てているのですよ。家屋の移転を極力なくすっていう事はわかるのですけれども、こういう改修をしないとこの30分の1の流下能力がダメなのですよね。私達が考えるとまるであべこべに思えて仕方がないのですよ。その県道から上の方がすごく心配で、これは素人の考えだと言われればもうそれまでなのですが、ちょっとその辺が具体的に実現性を持ってやれる河川改修になるかどうかと非常に疑問を感じるのでこの質問をしている訳ですが。

竹内部会長

はいどうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

先ず県道の上の話でございますが、私共は200m間隔の測点しか持っていない中で流下能力を評価しております。具体的にここが心配だとか、そこら辺をお聞かせ願えれば検討はしたいなと考えております。

それと、下流のたたき台とかたちで提案させていただいたのも200mピッチの横断とそれと5,000分の1の平面で説明させていただいております。それで、掛かるお宅は今の二件位かなという認識でございます。新しく建っているお宅は掛からないのではないかと想定しております。

す。私共が現地を歩いてみまして、掛かるお宅は今の想定では今言った二件位と考えています。

川野委員

本当に素人の考えで申し訳ないのですが、この改修案を見た時に具体的にピンと来る改修案ではなかったものですから、水が出ると本当に荒れる旧道の橋のところに当たる辺を地元の方は結局一番心配している箇所なので、そこは十分に流下能力があるという事を今お聞きしたのですけれども素人の私ではまだピンと来ないので、この家屋移転を含む改修っていうものには例え一戸・二戸にしても具体的な実現性の事を考えると非常に厳しい改修案になるのではないかと思います。

竹内部会長

今に何かお答えはよろしいですか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

基本方針を先程から出させておいていただいてまして、流下能力の無い区間を提示させていただいたというのと、下流については人家があるし工場もあるし重要な資産がございますので、一割の勾配の護岸工を設置して正規な堤防構造をとって改修する案を提示させていただいた訳です。どちらにしろ、これから実施に移す場合は、あくまでも仮定ですが、詳細な測量をしてからというのが原則ですので、そこら辺をご理解願いたいと思います。

区間につきましても伸び縮みは当然あると思いますので、そういうご理解をいただきたい。基本的な考え方をご理解していただきたいと思います。

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（達）委員

今の場所で確認なのですけれども説明の中では流下能力という事で、洪水の時にその水が呑めるかどうかという事と本当に日頃心配な河川が非常に老朽化していてその石積みが危ないとか根が危ういとかいうものと今の議論一緒で良いのか？

当然そういう災害を受けやすい老朽化した河川に着いては、今までも維持修繕していただくし今後もやっていただくのだという事で、この流下能力という部分だけでこの河川改修の案を示してくれたというそういう解釈で良いのかどうかお聞きしたいと思います。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

その通りでございます。

老朽箇所は従来もやっておりますが維持修繕の範囲で、今後もやっていくという考え方でございます。

竹内部会長

要するにたたき台といいますかイメージがわからないといけないというようなかたちで流下能力を基本にして、ここに書いてある前段の条件に基づいて出してあるという事ですか。これで固まったという訳ではないという事で一つご理解をいただいております。

はい、田島委員さん。

田島委員

この図面上のE区間について説明をお願いしたいのですが、ここにはクジメン橋という橋がありますけれども、下流の大きく左へカーブするこの地点の事なのですけれども、既設の護岸の上に村道が嵩上げたかたちでは知っておるという事で、ここは改修計画からは外して良からうというようなご説明だったと思うのですが、ここは河川幅も非常に狭いそして河床勾配も比較的緩やかなところで、しかもこういうカーブをしているので護岸側に流れが打ち付けるというようなそんな現状のところだと思います。これははたして30分の1の雨であっても流下能力現状で充分であるのかどうか。私達は地元の者として心配になるのですが、これは道路が水によって陥没をするというようなそんなような事を考えられるような気がするのですけれども、その辺は大丈夫なのですか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

村道が改良されまして背後地が山といいますかそれ以上水が行かないようになっています。

そういった土地利用状況を勘案して改修区間には入れないという提案させてもらったのですが、護岸の流下能力をしっかりと確保したかたちでこの部分をやれというようなご指示をいただければ検討するという事でよろしいかと思います。

田島委員

背後地が面積的にはそう広いものではない訳ですが、昔は水田等があって36災には完全に流失した訳ですが、若干耕地等もある訳ですのでこら辺は再検討していただく必要があるのではないかというふうに今思っておりますのでその辺をお聞きしたい。

竹内部会長

お答えがない。良いですか？先に吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

A区間の話に戻ってしまっただけで済みません。B区間との間にあります二つの旧道と県道の橋の周囲について川野さんは大変ご心配をなさっているというところで先程のご質問だったと思うのですけれども、今後お示ししていただく中で、このB区間からA区間の間ももし出来るものでしたら特にこの県道の橋からB区間の終わりとの間のところを検討の中に入れていただいて、簡単にいいますとA区間の西の端からB区間の東の端までを1つのエリアとして、区間をどこで分けるかはわかりませんがここを通しにして想定される引堤部分ですとか、それからもう一つは

現在の堤防で流下能力がないと思われるところも出来れば色分けしていただきたいと思います。それであるとされる部分はそれなりの色付け、色分けをしていただいて一番それがあつかないかを心配している訳ですので、その色分けをしていただいた上で引堤のエリアの部分も先程申しましたようなかたちで想定される図面を作っていただければと思いますがいかがでしょうか？

竹内部会長

はい、どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

現在のピッチの中の横断では、流下能力があると考えている訳です。それからAからF区間まで、延長を入れたところがほぼ流下能力不足の間だと認識しているという事です。

吉川（明）委員

そうしますと現実にこの図面からこのA・B・Cのこの区間が現在の堤防では流下能力を持っていないというふうに現れていると読みとってよろしい訳でしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

先程も言っておりますけれども200mピッチですので、例えばA区間の下流部分の流下能力はあると考えています。ただ護岸の工法の性格上ここまでやる必要があると考えていただければありがたいですが。

吉川（明）委員

はい、わかりました。

竹内部会長

よろしいですか？はい、丸山委員さん。

丸山委員

二点お聞かせ願いたいのですが。今吉川（明）委員言われていたA区間についてなのですが、ハイウォーターレベルを上げないという事で引堤というお話だったのですが、前回の時にも松島委員さんが言われていました。例えば金山の地帯にどれ位の規模になれば可能なかわかりませんが遊水地みたいなもの考える事によってこのハイウォーターレベルをあまり上げずに嵩上げのかたちでやる事が可能なかどうか。

それからもう一点。このA区間の図面で見ますと堤防の頭が3mとって、それからその下にある現在の道路も3m取るという事なのですが、この上流のところを見ると川の横を道路が通っている訳で、これから先この会社等の取り付け道路の問題等があるかと思いますが、この堤防上を上部の道路のままの流れで、道路にしていってという事は不可能な事なのかどうか。

その二点をお聞かせ願いたいと思います。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

先ず遊水地の話でございますが、当然ダムと同じです。要するに水位を低下させるという効果はダムと同じでございます。遊水地を造って水位を下げることは可能は可能だと思います。

それともう一点、3 m の堤防の天端に村道をのせられるかどうかは、河川管理者との協議になりますので、現在も村道が堤防の天端にのっているところもございますので、基準の中で可能だと考えてもらって結構です。

丸山委員

そこら辺の遊水地については可能だというお話でしたので、B 区間から後は改修した中で A 区間をなんとか嵩上げのかたちでハイウォーターレベルが金山のあの地帯を見ていただいて、この程度の規模の遊水地なら持っていく事が可能だという位のレベルを示していただいて、それを造る事によってこの下流のハイウォーターレベルをどの程度下げることが出来るのかというところを示していただけるようなら先程から次回に向けていろいろお願いしてありますのでそれに併せてその辺のところも示していただけると分かり易いかと思いますのでお願いしたいと思います。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

遊水地の検討をしると言われたのですが、遊水地となりますとダムと同じような検討が必要になる訳です。検討の費用も多分掛かるのではないかなと思うのですが、それで遊水地となればダムと同じように広い面積が必要になると思います。

竹内部会長

はい丸山委員さん。

丸山委員

突き詰めたものでなくても結構ですので、仮に前回の時にも言ったのですけれど 5 8 年災の時に金山から下にはっきり言って流失したというのは、3 6 災以降は金山地区だけではなくて、ですからそれによって下もある程度超えなくて済んだのではないかなという部分もあったように私はその現場を見て感じたのですけれども、このハイウォーターレベルをこれだけの引き堤をやって、それから嵩上げするという話にしてもこの図面で見るとそんなにめちゃくちゃな倍半分というような数字の差ではない様な気がしますので、何と言ったらいいかわかりませんが、要するにハイウォーターレベルを 1 0 cm 上げて良いから嵩上げで可能な可能性もあるのかどうかというそういうところが一番知りたい。それについては現在の地点ではやはり金山地区の遊水地みたいな考え方しか方法はないのかと。まああそこあまり広いところではないですので、とてもこのままのハイウォーターレベルを守るためには可能かどうかということ位は何とか言える具体的な数字でなくて結構ですので示していただけると判断がし易いかなと思うのですが。

竹内部会長

どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

先ずA区間の一割勾配の引堤案をもう一度説明させていただきます。

この区間につきましては、掘り込み河道ではなくて築堤構造。天井川といった構造でございます。これが要するに壊れると、非常に人家が多い、工場もある、役場等もあり、非常に多額の損害を被ることになり、嵩上げではなくて引堤一割勾配という改修案を提案させてもらいました。その点を先ずご理解いただきたいと思います。

それと先程の遊水地ですが、本当におおざっぱなこれ位の容量が必要だという検討をしるということになれば検討したいと考えております。

竹内部会長

はい丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

その説明は先程来していただいているので、理解した上での話で私もしゃべっているつもりですので、要するに何が言いたいかといえばハイウォーターレベルは絶対譲れないというものにするのならば、そのために金山地区に遊水地をつくる事で有効な高さになるのかどうかという漠然とした疑問なのですけれども、それが可能かどうかという事が一点知りたいという事。

それと金山の地域を見ていただいておおざっぱな考え方で良いのですけれどもここではこの程度の規模でしかできないから、このものではハイウォーターレベルがこれだけ上がってしまうからやはり引堤にしなければダメですという話になればそれはそれで私達も理解していく事ですので、そこのところを少しお話を願えればと思います。そうすれば家屋移転などもいろいろからんでこないで現実的に実現するという話になった時には話が進みやすいのではないのかという気がしますですのでその辺の目安を示していただければという事でお願いしている訳ですので。まあ何とかお願いしたいと思います。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

検討していきたいと考えております。

竹内部会長

よろしゅうございますか？はい。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

検討には期間とお金が掛かりますので、その点は考えさせていただきたいというふうに思います。

竹内部会長

はい、他にありますか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
検討するという部会の了解をいただきたいと思います。

竹内部会長  
はい吉川（明）委員さんどうぞ。

吉川（明）委員

すみません今のところを整理したいと思うのですが、丸山委員はこのB区間におけるところで遊水地の方法を考えていったらどうかという図面を求められたというふうに思います。それについては幹事さんの方ではその図面をひく事自体に費用が掛かるので、その事に金を掛けてやって良いかどうか、部会の方でやるのかやらないのかの答えを出してくれという事を今問われたのですよね。皆さんそういう認識だそうですけど、どれ位のお金が掛かるか私はわからないのですけれど。

竹内部会長

私も今の話を聞いていまして、丸山委員さんの言われる事もごもっともだと思うのですが、私前回の時に現実的に考えた上で、実現可能なものを含めて出してくれという意味の事。というのは国の補助金の関係も含めてという意味なのですが。

30分の1でこの河川が他と比べて優先度が上かという私の考えではつくっても厳しい印象をもったものですから、そういう実現の可能性を含めた上で地元の皆さんの意見は先程も聞いていますとあそこも危ないと実感からも出ている事も事実ですし、それを例えばダム無しの場合にこうなりましたという時にそれが早く出来るかという事が一つのポイントだという事でいった訳ですね。だからそういうご意見を皆さんで今まで出た意見についても各で、出していた上で決めてもらえればという意味ですね。そういう意味なのですか？

松岡委員

聞き間違いで無ければ先程の松木さんが説明された中で、もちろんここに遊水地を造ればそこに出た水の分だけは時間当たりの流量がこちらに流れ込む訳ですから、流れ込んだ流量の分だけは下流での負担は少なくなる訳です。そういう意味では効果があると。ただ松木さんが言われたようにここにダムと同じような効力のある遊水地を造るにはダムと同じような検討が必要だし、平らなところにそれだけのものを造るとなると広い面積が必要になりますね。そうすると山なんかを利用して貯めるよりも遙かに効率が悪い訳ですから面積も相当広く潰さなければならなくなるというような事をおっしゃったかと思うのですが、ダムと同じような検討をしなければならぬとはっきりとおっしゃっていますので、それと効力はダムよりもかなり小さくなるというような事もおっしゃったと思います。

丸山委員

A区間のこの図面で現状の護岸のままにハイウォーターを守るために金山のところに遊水地をつくる事で果たしてこのハイウォーターレベルを守る事が可能かどうかという漠然とした結論が欲しい訳なのです。だから金山地区だけでは賄えるものではありませんというのなら遊水地は恐らく無理だろうと結論を自分たちでももてると思いますのでその点のところを示していただけると分かり易いと思うのですけれども。

竹内部会長

はい、どうぞ。

大口河川課長

先程からの丸山さんの話ですけれども、おおまかな話になれば貯水容量が29万m<sup>3</sup>ですよね。約30万。それで2m貯めるという話になれば15万m<sup>2</sup>です。3m貯めるという話になれば10万m<sup>2</sup>。そんなような話だと思うのです。それ以上の数字をいろいろ詰めていくとなると非常に時間と費用が掛かりますよという事です。だから深さ3mの深さの池を作るという事になれば概数の概数ですけれどもそれは10万m<sup>2</sup>程度ではないかという事です。

竹内部会長

はい、丸山委員さんいかがでしょう？

丸山委員

そういうお話であればその点は私が取り下げさせていただきます。ただ前にもいいましたけれども五八災の時に実際に越水して原さんのお宅の一段上がった石垣のところまで川の水が上がったという事なのですけれども、それで現地調査した時に下の西村さんのところでお話を聞いた時には上が越水した時に五八災の時にちょうどちょっと堤がいくらか違いみたいになっている部分で、あれは80cm多分上からあったと思うのですけれども水はその辺までだったというお話だったので金山にいくらかその様なかたちのものを考えられれば嵩上げをいくらかする位で家屋移転等を考えなくてもあの状態でいけるのかなという気がしたものですから、そんな話をしたもので推移上そういうことであれば結構だと思いますので、その遊水地の事については下ろさせていただきます。

竹内部会長

よろしいですか？はいどうぞ。

吉川（明）委員

先程のA区間の引き堤で想定される図面についての追加のお願いですけれども、もし部会の前にできあがりしましたら今回と同じように事前資料で送っていただければと思います。現場に行くと実際に立って見ないとわからない部分もありますので、もし出来得れば出来た段階で結構です

ので一日前でも二日前でも結構ですので送っていただければと思いますのでお願いいたします。

竹内部会長  
いかがですか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
先程説明しましたけれども、標準の横断は見てわかりますように、河床から一割勾配を上げたイメージをしていただければ結構でございます。それで、事前に提示してもらいたいというのは、平面と費用という解釈でよろしいでしょうか？

下田飯田建設事務所長  
平面に落とすことに我々非常に心配しているのは、これは標準断面で両側に振り分けて同じような幅がかかるようにしていますが、現実には川をつくる時は、重要構造物はさけたり右に寄ったり左に寄ったりしますので、そういう操作もせずに平面上でブワーと両幅同じにかけちゃった図面がもし外に出ていくとすると非常に我々はそういう図面をつくりたくないのですよ。だからこういう標準横断面で頭の上で我々面積を計算しようとしているのは、実はこの標準横断面で測定の幅を300mかける作業をするだけです。そうではないと例えばこの改修案でいくのだから地元の方に取られるのがちょっと怖いのです。平面図が出るって事は、そこら辺が一番心配なので実は我々あまり作りたくないというのが本音なのですがね。

竹内部会長  
どうぞ。

吉川（明）委員  
言われてみて思慮不足をつくづく感じていますが、先程の松木さんのお話、説明を聞く中で、この区間について流下能力は無いという流域の幅の中だという事と、逆に言うとそれ以外のところは流下能力があるというそのこの区別が私の意識の中ではきちっと出来ましたので、今所長がおっしゃられました意味も逆に良くわかりました。  
私は個人的には今おっしゃられた部分大変大切な事であって、これは先々どうなるうともあそここの堤防は安全に次無ければならないというのが終着点だと思っていますので、途中でいろいろ物議を醸すかもしれない図面化については、私は個人的にお願いを却下したいと今考えております。以上です。

竹内部会長  
皆さんいかがですか？  
いずれにしても個人的にはいろいろな仕事をしていますけれども、初めの概要の段階ではかなり微妙なせんがありまして、その事が逆にトラブルの原因を招いた事も経験的にはいっぱい持っていますのでだから言われている事は良くわかります。それが審議にそれがなければできないとい

う話になれば考える方法もあると思いますが。

他にございますか？はいどうぞ。

川野委員

どうしても一つだけ確認というか念を押しておきたいのですが、先程も部会長さんもおっしゃられましたけれども、「極力具体的に実現性がある改修案」というお言葉を先程私は部会長さんからお聞きした訳ですが、どうしてもあそこに今度三戸新築のお家が建てたのも当然引っ掛かるようなこれは素人考えで申し訳ないのですが、一戸・二戸の家屋の移転に引っ掛かる訳ではなくてこの図面から想像するとかなり大がかりな非常に実現性の薄い不可能に近いような改修案になってくるようなそんな心配を今一番しております。それでもこういう改修案でないと30分の1の設定にした時の災害から両側の工場とか家屋を守るにはこの方法がベターだと。その方法がベターなのか、それと地元の家屋移転というものに対する大きな実現不可能な抵抗みたいなものを両方感じて私自身は困惑しております。

吉川（明）委員

川野さんがおっしゃられるご心配は逆に言うと現実味がないところがあると、今私はお話を聞いていて感じているのです。というのは松木さんの先程のお話の中に実際の移転の戸数は今のところ2つ位をとおっしゃいましたよね。それは工場の建家がありそうですし、それから牛村さんというのが出ましたね。逆に言うとそれしかないのですよね。ですからこれは私の取り方というか勝手に考えてものを言いますが、先程所長の話もありましたけれども、この300m流域の中の局局部局においては、例えばこの30m区間をどうするの、どういうルートを取るのという話になった時に極端な話どうにでも振れるという意味に私は取ったのです。例えば牛村さんの家を動かさないでこれだけの条件のものを取ろうとしたら左岸の方に寄っていくと、寄っていたところに例えば余裕が在れば当然よれる訳ですよ。その事は現実にまだ細かくはやっていないけれども、先程お話がありましたけれど新築のお宅ができあがった事も現場に入って確認されていると言っておられますのでその具体性から言えば可能性がかなり高い逆にやれるという方向の方が私はあるように思うのです。昨日も実はあそこの流量を見ながら入っかけているのですけれどもここに示されたような図面の規模であれば、多分そうすれば蛇行してしまいそうに思いますけれども幅がまだあるような感じが私はします。ですから感じとかそんなに言ってはいけないのですけれども感性だけでちょっと私も言いすぎるところがありますけれども、一つの案として作ってもらった中でやれるのではないかというよりは現実性があるものとして提示されたと言う事はひっくり返して言えばやれるのだと、図面さえ引けばやれるのだというふうに捉えて良いのではないかと感じて聞いているのですが皆さんいかがでしょうか？

竹内部会長

はい、松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

これはあくまでもおおざっぱな案といいますか概算のはじき出しのためのたたき台といいますかそれでありますから、30mも向こうに行ったら勾配が緩やかになっていて、底がカーブ急になっていて外側のところに遠心力が働くので、実は平らに計算しているものより25cm水位が高くなるという細かい事はある訳です。そういう事は詳細設計というかももう少し先にいった話の中でもっと現地を細かく見るとか、実際に災害の危険性とか今の細かい流れの細かいところは、もう少し先の話で今は概算のところまでやっておく、それで問題点は問題点として整理しておいて、それできたるべき公聴会にむけて在る程度この問題点は何かと整理しておかないと今ここでかなり詳細設計まで立ち入ってやってしまうと時間がいくらあっても足りないという事で、そういう問題点はしっかり残しておいて整理しておくという事で進めたらどうでしょうか部会長。

竹内部会長

前回までの論議の経過からするとその様な30分の1でイメージがわくようにという意味の範囲だということは一つご理解をいただきたいと。だからだいたいイメージとして30分の1はこうなりますというのは固まったものではなくて所々こういうふうに描いてみるとこうなりますという事ですから、ここは一つこういう点で押さえておいていただきたいと思いますがよろしいですか？はい。

それで資料6の河川整備計画策定フローについて何か質問等ありましたら。よろしいですか？

それでは資料の関係は以上でうち切りますがよろしいですか？

それでは午前中にお話しましたけれど、いろいろ検討する事あと今日資料いただきました環境に関するもの、行政評価監視委員会のもの、それから今お話ししました治水対策のものそれぞれありますけれども、何と言っても他の課題についても一番の焦点は利水対策の方向ができれば他のところも自ずとみえてくるとこういう事だと思います。従いましてこれから利水の対策について今まで論点まとめてありますけれども、それについての絞り込んだ論議をしていきたいと思えます。つきましては第9回の委員会です出した資料の1、「郷土沢川の利水対策案」をご覧くださいまして、今までの経緯は一つには郷土沢ダムからの取水という事で、ここには課題、予想される経費という事でまとめてあります。それから法律的な根拠も書いてあります。

それから虻川からの新たな取水という事で、これは水利権の絡みがある訳でございますけれども、南部簡易水道計画として今話が1,000m<sup>3</sup> 浮上しているという事に対する事の関連性も含めて検討したらどうかというのがこの前に出ています。

それからあと地下水からの取水という事で、現在地下水源の活用という事で地下水源のそれぞれのいろいろな域における研究成果を元にして今後実証すべきであるという意見。それから将来に向けて新たな地下水源の確保をしたらどうだというような意見。

それぞれございまして、いずれにしても焦点となることは今日までにありますと、ダムからの取水量について南部簡易水道配水区域からの1,000m<sup>3</sup> というものでは足りないという論議がございました。あともう1,000はどうするのかという論議がございました。その辺について率直なご意見をいただいてどのように対処したらよいか利水についてこれから本格的に論議をして結論を出していきたいと思えます。資料に基づいてまた皆さん方のお考えに基づいてそれぞれご発言をいただきたいというふうに思いますけれどもよろしくお願ひします。

竹内部会長

はい、丸山委員さん。

丸山委員

その話の中で、治水関係もかなり具体的な話になってきたかと思うんですけども、やはり郷土沢ダムというものを考えたときには、多目的の生活貯水ダムということで、両方絡めた上での話をしていかなければならないような気もするんですけども、具体的に先程から治水の話の中で、最初示されたダムなし案よりも、かなり現実的のある計画になってきたということで、そうなってくるとダムの意義というものがかなり問われてくるような気もするんですけども、それを考えていくと、飲み水を、安全な水をどこから得るかという話になったときに、安定的なところ、私が考えるには一番引っ掛かる部分じゃないかなと思うんですけども。それと、もう一つ心配になるのが、じゃあ仮にダムは難しいから表流水から取水を考えようという話になったときに、たぶん堀越の皆さんなり、その水利権の問題で、貯水して安定的な供給をとというようなことで、そういったご理解を得られた部分が、今度はまた、1に戻ってしまうというようなこともあるんじゃないかという気がするんですけども、そこも考えていくと、やはり新しい地下水を探すということも考えなければならぬというような気もしますし、なかなか私自身、気持ちとして絞り込めない部分があるんですけども、新しい水源については、再任された田中知事も助成制度等も考えていきたいというようなお話だったので、今までよりはいろんな道へ可能性が開けていくという気もして私も捉えてはいるんですけども、その中で、110億掛けてのダムというものが果たして、治水という点では、やはりちょっと問題が残るのかなというのがやはり、これまで部会の中で検討してきたいろんな方の意見や、それから自分で歩いて見聞きした中では、やはりその有効性には問題があるなという気は、今の時点ではかなりできています。ですから、利水という点で考えたときに、あくまでも郷土沢川の水にこだわるということであれば、やはりそれなりの、地元の覚悟というものも当然必要になってくると思いますし、その水利権の問題というものが、また大きくクローズアップしてこられることになるんじゃないかなという気がしますので、その辺のところも、田島委員さんあたりにも、ちょっとお聞かせ願えればという気はいたしますが。

竹内部会長

はい、では田島委員さん。

田島委員

今、丸山委員さんからのご指名でありますので、現時点での考え方ですけども、やはり、表流水で何とかならないかと、このことは、私はこの委員会が始まった最初の時期でも、そういうことだと、これは振り出しに戻ったものにならざる得ないという考え方になりますよということをお断りしております。

やはり、先程検討された河川改修等を含めて考えるということ、29万m<sup>3</sup>という郷土沢ダムに

よる、いわゆる治水対策としての効果というものは、あまり大きくは考えられないというふうには思えますけれども、この利水面で考えるということどうしても、この市営水道に要する10万m<sup>3</sup>、それからさらにその他の4万m<sup>3</sup>、合計14万m<sup>3</sup>というものについてはやはり、これはそういう条件のもとで、この堀越大井関係者の皆さんは理解をしていると思いますので、やはり郷土沢のこのダム計画案ならばですけれども、新しくまた検討をということになれば、まずこの水利権者、この人たちの理解、了解が基本だと、まず最初にやらなければいけないんじゃないかと。そうでないとやはりこのハードルを越す以前に検討してもそれは無駄ではないかというような気がするんです。法的にそんなこと言ったってダメだよというような、そのことでやられるのであれば、これはまた別の話になりますけれども、現状ではそんな考え方をしております。もちろん私、前からも申し上げていますが、この大井関係には、独立した整理組合があるので、当然その人たちの考え方が、現時点の考え方というものを、すべて了解している訳ではありませんから、ちょっとその点は私個人的な面も多少、ここで内容に触れているかと思えますけれども、そんなことで。

竹内部会長

ご意見をお出しいただきたいと思いますが。

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

はい。

前々回かと思うんですけど、私の方から虻川の新たな取水という提案をさせていただいてあります。その後も検討を重ねる中で、いくつか考えを加えさせていただきたいと思しますので、その辺を述べさせていただきたいと思います。

大雑把な話は、虻川の流域から水を取り込んで、当然浄水場を造って、その水を現在の既存の簡易水道の配水管に流し込むというものの訳です。それは、今虻川方面、壬生沢方面にいている水道水は、伴野の南部簡易水道というところ、天恵製菓という工場がある、その柳川のところからポンプアップしたものを再度ポンプアップして、クジマの方まで、高山の方まで送り上げているという水を、虻川の上流部の皆さんがお使いになっている訳であります。これを逆に虻川から水を取り込んで浄水場を造って、逆流れの送水システムを造って、南部の送水しているエリアを潤していくと、いう考え方です。もう一つは、林里の新しく掘った井戸の水質については、どちらかと言えば、濃度が少し高めのものではありますが、自噴する状態でもありますし、かなり水量が豊かだと思えますが、これを薄めて使っていくという今のシステムを、そのまま維持していくために、南部の虻川から入ってくる水も使っていくというような、そういう地下水の有効利用も、私はしていくべきだと思います。当然その南部に入ってくる水は、数値的には日量1000m<sup>3</sup>を見込んでおりますが、もともと南部水源は、南部を潤すだけの水がありますので、この水を北に向けて、送水していくと。または、伴野、小園簡易灌水という井戸もありますので、その辺の水源も虻川を跨いで、北に送水していくという、そういう言ってみれば配管システムでしようかね、そういう配管路を作ることが可能のはずです。これは、そういう水の配り方をする

ことによって、上水道になってしまうというお話もありますけれども、簡易水道の状態でもやらなくてはならないということであれば、それも送水の井戸の繋げ方で何とでもなるはずです。それは今現実にやっていることですので、そうやっているとお水道になってしまうよという論議の切り方をしないで、できるという前提で、私の提案を検討していただきたいと思うんです。大雑把な言い方ですいませんけれども、虻川方面からの水の取り入れについては、村の方でもずっとの検討があるはずですので、その辺のところをこの部会の方でも、具体的な村の考えを聞いて、それを部会としても判断する時期じゃないかなと私は思いますので、今申しました私の案の補足も含めて、それを具体化するために、村でお持ちのはずの虻川方面からの水を取る村としての考え、案をお示しいただいていけば、かなり具体的な論議ができるんじゃないかなと考えておりますが、村の方としてはその辺いかなようにお考えいただけるでしょうか？

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（達）委員

虻川の水でありますけれども、やはり虻川から1000m<sup>3</sup>という計画の中でも地元の皆さん、また、水利権者の皆さんとも度重なる話し合いをもちまして、1000m<sup>3</sup>だけだからというような形でご理解をいただいたという経過でありますので、それをまた2000m<sup>3</sup>ということになりますと、この干ばつ時期、非常に水の少ないときに、それぞれが水を取り合うという必要性が出てきますので、その場合に非常にどうかと。住民の皆さんにご理解をいただけるのかなという、そういう心配を持ちます。その干ばつときの、この天竜川へ流れ込む水量を見た場合に、非常に水が少ないと、夏については小渋のダムから田畑へ散水する水についてはなんとか賄えるかと思いますが、その年中ということで小渋の水をいただいている訳ではありませんので、そこらの小渋の水が貯まった段階の、この秋から冬にかけての時期、これを水利権者の皆さんにご理解いただけるかどうかという、そういうことが一番心配をされる訳です。確かに虻川の水は、この濡月の河川の中では一番、常見ている場合に水量があるのかなという、そういう感じを持ちますけれども、もちろんその理解さえいただければ、その北部の方へ送る、そういうことは技術的には当然可能だと、そんな気がいたします。それともう一つは、地下水が今のところ使えるもんですからいいけれども、これが地下水全体、村内全体で汚染されてしまったという場合には、どうしても施設とすると、1ヶ所というのが非常に危険でありますので、今の計画のように水源というものは2ヶ所、そういう施設は2ヶ所あるのがやはり、安定的な経営が出来るのではないかとこのようにいう気も現在はしております。

吉川（明）委員

村長が言われた内容の部分で、虻川から入ってくる日量1000m<sup>3</sup>と、現在地下水で使っている水を足せば、欲するところの2000m<sup>3</sup>に足りるという計算があります。とすれば、郷土沢川方面から来る水がなくても目標とする2000m<sup>3</sup>は賄えるという数字がありますので、虻川から2000m<sup>3</sup>という水利権に関しては、再度の審議をしていただく必要はないんじゃない

かというふうに私は考えております。それは、簡易水道の利用の数値を詰めていきますと、現実に配水管のやりくりさえつけば、全村的な2000m<sup>3</sup>という目標は出来るはずで、村で今策定を進めております、第4次総合振興計画の中で、水道について2000m<sup>3</sup>という目標と言いましょ、目標という言い方は正しくないかもしれませんが、必要な水量として出てきておりますけれども、きちっとした数字をやりくり見ていけば、必要であると言われる2000m<sup>3</sup>は郷土沢の水がなくても、虻川の1000m<sup>3</sup>というものさえ確保できれば、現在の地下水の維持をしていけばできると、という水量的な部分は、きちっと数字として出すことができます。ただ、将来的に幾つかの井戸が枯渇をしていくことや、それから汚染が進んでいくことを考えていって使えなくなっていくという想定をすれば、それはすべて何をやっても出てくることなんで、特にこの井戸水については、すでに村議会の方でも研究を進められていると聞いておりますが、秋田県の方の地域では、地下水を、言ってみればこの前お話が出てきております各務原と同じように、地下水の汚染をなくす方法をという方法であり、かつ稀釈をする、強制的に地下水に表流水を染みこませて、地下水を稀釈し、かつ稀釈していくうちに結果として汚染が薄まるということもあるんでしょけれども、そういう土壌改善的なことも含めた、稀釈による地下水の促進という具体的な実行例があって、現実にそれで水を賄っていると。それもそんなに思ったほど長い時間ではなくて、数年の間に実現をしているという地域の、ログゴウというところのようですけど、先日村民の皆さんが半数ほど視察されたというふうに聞いております。こういうものも現実に今ある、この地域の河川それぞれの水利権もあるかと思えますけれども、特にこの天竜川の河川敷と同じレベルのところにある井戸が多い訳ですので、各それぞれの河川の最終的な余水と言いましょ、井がなくなったり、取り込みがなくなった下部からも、そういう地下への浸透、川へ流してしまうんでなくて、そうすると天竜川の水がなくなってしまうという話になりますけれども、その辺の水量も考えながらということもありますけれども、現実的に例えば、雨水をきちっと集めて地下に送り込むような、そういうシステムも含めて、まさに100年先を考えていこうとすれば、そういう方向もやっていくべきだと思います。それは、今後の中で違うものが出てくるかもしれませんが、今、私一人だけかもしれませんが、そういう方法を具体的に研究して始めていく時期にあると思います。そういう意味で、ギリギリのところの2000m<sup>3</sup>という数字になるかもしれませんが、それはそれで何とか節水とかそういう形で進めたり、それから他地域にあります、雨水の利用を進めるなど、そして過去にも出てきました、各戸にあります井戸の利用についても、先日中野の方での井戸水の汚染のニュースも流れましたが、逆に行政的に積極的に各個の井戸水の検証を働きかけて、その井戸水の利活用も呼びかけていくという、そういう方向性も含めて、ダムでなくてもいい方向もきちっと探し出せるという方向を、この部会では作る出すべきだと私は思います。具体的にどこまで詰められるかということになりますと、時間的な関係で難しいとは思いますが、実効性のあるものまでいけるかどうかわかりませんが、ただできるという部分については必要であれば数値をきちっと、先程のシステムについては出せますので、そういう方向を是非皆さん考えていただきたいと思えます。以上です。

吉川（達）委員

地下水の汚染の心配があるから今、上流からの水を求めているというのが現状でありまして、もちろん、30年、50年先の地下水汚染の防止ということになりますと、それはもう、当然今日からでもやっていくべきことで、それが30年、50年先の結果として現れてくるというそういうことだろうと思う訳です。そこで現在はやはり河川水をまず第一に考えて、当面はいくべきじゃないかと思っておりますが、これはお聞きしたいことなんですが、10月4日でありました信濃毎日新聞の記事で、環境省で土壌汚染対策法が来年から施行されるということで、その地下水の汚染源を特定する技術、こういうものを2003年から3年間かけて研究するというようなことがありましたが、やはり地下水については、まだこんな程度の段階かなというような、非常に地下のことですので、難しいのではないかなと、それを安心して現在そういう良いところの水を、あそこは良いからといって、また2000万なり投じて掘ったりというようなことが、そこで当面良かったとしても、また数年後に悪くなるというそういう心配を非常に持つもんですから、現在の場合には地下水は当てにならないという、もちろん感じ上は地下水の方が非常に、後のコストも安くいけるし、私ども官僚、事業者としては、推進をしたい方なんですけれども、一つそんな心配をしておりますが、もしこの地下水の特定する技術というものについて、教えていただける方がありましたらお聞きをしたいと思っております。

竹内 内部会長

松島 委員さんどうぞ。

松島 (信) 委員

ちょっと私がしゃべり出すと村の方は怒ってしまうんですが、それは許してください。私はそういう立場ですから。

今、村長さんが言われましたように、当面は地下水しか何ともしようがないと。河川水をすぐという訳にはいかない、ということは十分計画にあって、その新しい水源を井戸で掘削した訳ですね。掘削した水源を捨てるという気持ちは今、村にはあるわけじゃないですよ？使えるだけ使いたいし、それでその水源がもし、今村長さんが言われたように、多分村長さんが言われたことは村民の代表する意見とも私は受け取れますので、そうしますと、その新しく掘った水源も、やがて硝酸性窒素などによる汚染が進行して、これも使えなくなってしまうだろうというように、私は受け取ったんです。そうしたときに、河川水を取ることに対しては、私は別に反対とかそういうんじゃないで、それはそれとして、良いんですけれども、現在使われている地下水、それから新しく掘った井戸の地下水、これを有効に利用することは、当面村が率先してやるべきだと、つまり、それは郷土沢ダムどうのこうのということよりも先に、やるべきだと、将来も含めて。それはもう必須条件じゃないかなと、豊丘村にとっては、そういうように思います。例えば新しい林里水源の水質を、さらに汚染度を良くするという方法をまず考えるべきだと。そのためにはとりあえず北入から林里地域だけでも、林水源の井戸水を涵養している地域の水文調査は最低限でも実施すべきであると。実施した上で、どういう対策、これは例えば吉川(明)さんの言われたような強制浸透法というようなことも含めまして、どういうような対策が一番時間的にも、また将来的にも有効であるかということをごちゃごちゃとすべきであると、こういうように思う訳です。

そのことは避けては通れない今後の村の方向ではないかと思えます。

その他の井戸についてどうのこうのということはふれないでおきます。ただ、地下水が枯渇するというような意見も度々出たんですけれども、現在の状況で言うならば、別に地下水が枯渇するという状況になっている訳ではないので、つまりそういうことを言うんだったら、豊丘村の事業所が、一体どのくらいの地下水を汲み上げているかということもちゃんと把握した上で、そういうことを言ってもらいたい。それは野放しになっているので、そんなことを言う資格はないんじゃないかなと思っています。それから、次は汚染されているということに対して、私の見方は違うんですけれども、汚染という原因ははっきりしている訳ですね、この場合は。とにかく化学肥料なり、有機肥料なり農業用に使われている。それから、農業用に使われている消毒、そこから出てきた化学物質そのものですから、それに対して、将来も汚染が心配されているというだけの意見に、今までの議論はとどまっています。これじゃあ何にもならないんじゃないかと私は思います。なぜその汚染に対して、その汚染の根元をもうちょっと違う方向へ持っていくというような村全体の取り組みみたいなものが、これは村全体が取り組めば、他の村でも当然大いに参考になると思うんですけれども、汚染というものは自然現象である、今までの議論を聞いていると思っちゃいます。自然現象でない、人為現象なんだから、人為現象をどうやって将来的にもこの、自分たちのやったこと責任において、どう解決すべきかということ、それがなかったならば、どうしようもないじゃないですか。そういうことも、ちゃんと議論した上で、汚染に対するもっと将来的な取り組みは考えていただきたいと思っています。

吉川（達）委員

ただいまの水文調査のことで先程も信濃毎日新聞に出ていたことで、水文調査が果たして可能なかどうかということ、簡単に可能なかどうかということ、聞いたかった訳でして、地下水が枯渇するとか、汚染原因を全然究明しない、そのことはそれは自然現象だから仕方がないんだということ、この場で、正式な場で申したことは誰一人いないと思うので、松島委員の言われたようにその理論ということ、ちょっと取り消してもらった方が、この部会ではなかったんじゃないかなと思っています。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

直接の言葉では言っておりません。そういうふうに取り消します。でも、そうじゃない意味でそういう匂いがしてきたということです。

竹内部会長

水文調査の件は・・・。

松島（信）委員

水文調査の件は私が出来る訳ではないんですけども、それはそれなりきの関係の業者といたしまして、専門家は、いっぱいいる訳でありまして、そんなことはもし本当にどのくらいの予算が必要だというようなこととか、具体的な計画を村でお持ちなら是非やっていただきたいと思っております。だから、予算の立てようもないと思っておりますから、まずそういうことのベテランの、なるべく県内の近いところの業者と相談をしてみることが、まずスタート地点であるんじゃないかなと思っております。

竹内部会長

県の方で何かありますか？今、信毎の記事を巡ってのお話があったんですけども、何か見解、読んでられて、何か水文調査のことでもしあれば教えてください。

後でまた、もし何かあればということで、他にご意見ございましょうか？絞っていただくように、論議をだんだん絞って参りたいと思っておりますので。

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

今の新聞の法律、公正化するという問題。これは私の理解していることでは、例えばトリハタメタンの地質汚染みたいな問題だと思います。最近問題になっているのは、そういうどこかの工場で汚染された土地があって、その土地が売買されてる訳です、最近はそのときに買った方が大損害を受けてしまう訳です。ですから特定して、そして、その補償などを法的に求めるような法律だと理解しております。しかし、その豊丘村の問題はちょっとそれとは違うんじゃないかと思っております。

竹内部会長

はい、小林委員さんどうぞ。

小林委員

ちょっと話が難しくなっちゃって肩こってきちゃうんですけども、私は郷土沢ダムはあくまでも多目的ダムであって、治水だけで考えれば当然110億というような予算を投じて、他の方法を投じた方がいいんじゃないかと、そういうことは誰もお考えになっているんじゃないかと思っております。それで、一番の郷土沢ダムの目的は、地元のムードで言う訳ではないんですけども、やはり利水が一番郷土沢ダムに期待をしているんじゃないかと思っております。取りわけ上水道、そしてまた灌漑用水が枯渇したときに、灌漑用水の補給と、それから冬の維持用水、いわゆる利用水にも使えるというようなことで、今、上水をあっちから取れこっちから取れ、そしてまた古い井戸を探せというような、姑息なと言ったら失礼かもしれませんが、せっかく郷土沢ダムをというような、多目的ダムを計画した訳でありますので、治水はもちろん、利水ももちろん、灌漑用水ももちろん、あつ上水か。そういったことで何とかこれに向かって前進するような方法を講じていただきたいとこのように思うわけでありまして、以上であります。

竹内部会長

はい、どうぞ。吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

姑息な方法論をもう少し言わせてもらいますけれども、先程私が申しましたような水を取り込んで、集配するという方法を考えない、否定するという部分はどういう意味で、小林委員はお考えを原点にお持ちかを、もうちょっとお聞かせいただきますか？

竹内部会長

はい、どうぞ。

小林委員

姑息という言葉がきっとお気に召さなかったかもしれませんが、結局、郷土沢ダムはあくまで多目的ダムがあるから、多目的ダムである以上、治水だけでは出来ない訳ですよね。できないというか、もったいないというか、経済効果がないと。だからそういった別の方法を考えるよりは、せっかく多目的ダムを設置するのであるので、他の方法を考えるよりはオーソドックスに郷土沢川から、常満+サーチャージ分の利水容量を確保出来るのですから、それを使った方がいいんじゃないですか？とそういう意見であります。

竹内部会長

はい、どうぞ。吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

郷土沢ダムの前回の小林委員のおっしゃられた6つくらいの利点があるという多目的ダムについては、それはお話の向き、そういう論議もなさる方があっていいと思うんですけども、逆にお聞きしたいのは、現在ある水道、地下水の利用というものをしないで、村の計画でいけば郷土沢ダムと虻川の方からの取水が2000m<sup>3</sup>可能になれば、すべての井戸は止めるという方針を具体的に次期の10年間の計画の原案の中に村当局としては盛り込んできているという事実がある訳ですよね。そういう地下の井戸も捨てるという方向や、それから、今のその水を利用しないという、そういうことをはっきり言って考えないで、多目的ダムを造ればいいんだというお考えだという、その元の部分のところがよく私にはちょっと理解できないんですよね。造ってくれるんだから、それを使えばいいじゃないかというふうに聞こえちゃってるんですけども、それだけでは多分私は、利水についても語りきれないと思うんですよね。それは現実味のあるものとして考えた場合、現実じゃあダムというものができない方向が始まった場合、実際じゃあ何を始めるのかということになると思うんですよね。そういうことを含めた検討を重ねていかないと、本当の検討ではないと私は思うんですよね。そういう意味で、今ある水道の設備の利用、運用については捨ててしまえばいいというお考えのように私は感じてしまうんですけども、本当にそれでいいのかなという部分をお聞きしたかったんですけども。

竹内部会長

はい、どうぞ。小林委員。

小林委員

どうぞ。

竹内部会長

はい、どうぞ。

森田豊丘村環境課長

ただいま吉川（明）委員さんのご意見ありまして、郷土沢川・虻川から1000m<sup>3</sup> 取った場合には、すべての井戸は止めるというようなことを村で考えていると。そういうご発言でありましたけれども、村としては決してそんなことを考えている訳ではございませんので、郷土沢川の方から1000m<sup>3</sup> 来た場合でも、北部簡易水道については750～850m<sup>3</sup> のものは井戸がどうしても必要になるということでありまして、決してその井戸を捨ててしまうということ、こんなことは考えておりませんのでそこら辺もご含みおき願いたいと思います。

竹内部会長

はい、どうぞ。吉川（明）委員。

吉川（明）委員

私の聞きました場所は、第4次総合振興計画の原案を策定している建設関係の中で、そのとき森田さんもいらっしゃいましたけれども、文章を読んでく中で、井戸は使わなくなるのかなというご質問があった折に、そうですという答弁をされておりました。もしそれが、そこでのご発言が間違いであるとすれば、今おっしゃられた、北部水源での地下水の維持をしていくというお考えが、村の基本案としてあるということによろしいのでしょうか？

森田豊丘村環境課長

第1回目の郷土沢部会の資料の中の一番最後のページに、はっきり取水量、最大給水量、新規水源から1000m<sup>3</sup> 取ると。残りについては井戸の現在のものを使っていくというようなことがわかるような表が出ておりますので、ご覧いただきたいと思っております。決して私は井戸は使わないとそんなことを言った覚えはございません。

吉川（明）委員

承知しました。確認ができましたので。ありがとうございました。

それを一つ基点として考えましても、もし、ダム案が実現しなかった場合という想定も私は持った上での検討を進めるべきだと思うんです。そのところを皆さん、いかがお考えでしょうか？

できればご出席の委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。YES・NOだけでも結構です。

竹内部会長

さっきの小林委員さんのはよろしいですか？さっきのやり取りいいですか？

はい。

ちょっとここで15分間休憩を入れたいと思います。再開を10分でいいですか？3時10分に再開いたします。

< 休 憩 > ( 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 1 0 )

竹内部会長

先程の新聞記事の件のお話をお手元にコピーがいてますけれども、これについて公害課の方でご説明をお願いします。

本間公害課水質監視係主任

公害課の本間と申します。10月4日の信毎の記事ということで、若干説明をさせていただきたいと思います。

この中で土壤汚染対策法という法律のことが載っていますが、これについては今年の5月に法律ができ、新聞の記事では1月からとありますけれども、若干作業が遅れているというふうに聞いております。少なくとも2月までには政省例が出て、具体的な運用が2月頃から始まってくるというような状況です。

土壤汚染対策法ということで、先程来から話が上がっている地下水の汚染という部分がありますけれども、この辺と若干ニュアンスが違っております。この新聞との関係なんですけれども、環境省の概算要求ということで地下水の汚染から原因者を特定するという事業を始めるということで、記事になったものです。地下水の汚染がわかったところで、汚染源がどこかというのを特定する技術というのは、現在までのところ有効な手段というものが見いだされておられません。環境省の方で今後調査、研究を行うという状況でございます。以上です。

竹内部会長

はい、ありがとうございました。

吉川（達）委員さんよろしいですか？

それでは続けて意見ををお願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

川中島委員

先程の吉川（明）委員の話の中で、虻川から取る1000m<sup>3</sup>の水を、南部の方ではある程度十分なので、北部の方へ回したらというような発言があったと思いますけれども、これを私の記

憶違いか知りませんが、虻川流域の水利権のある皆さんが、この1000m<sup>3</sup>の水を決めるときに、相当村では難議をしたというように、水利権の問題で聞いておりますが、最終的に自分たちの飲み水にするんだからということで承諾をしたというようなことを以前に聞いた記憶があるんですけども、簡単に北部の方へ回しても、皆さんの了解を得られるのかどうかというところが、私は若干心配なんです。

竹内部会長

その辺村長さんいかがですか？

吉川（達）委員

若干とかではなく、相当心配だと思います。どうしても渇水時期を見ていただければわかるんですが、先程もお話しましたが、非常にもうこの南小学校の橋から見る、虻川橋から見るその流れている水の量というものは、ほんとわずかになる訳でありまして、それを1000m<sup>3</sup>はある程度分けていただけるといような同意をいただいているんですが、それをまたさらにそれ以上ということになると、非常に難しいんじゃないかという心配を持っています。現実、郷土沢ダムからそこへ話をする前には、郷土沢ダムから1000m<sup>3</sup>をいただくと、これについては北部の方へ使うんだという話の中で、後でこの虻川上流の水利権についてはお願いをしたわけですけども、せっかく計画のあったのを、それを捨てて、それじゃあ虻川からその分をくださいなということとは、とても言えないですね、私の立場では。どうしても郷土沢川のこのダム計画がダメになったという次の段階でまたそういうようなお願いを精一杯しなければならないという現在は段階ではないかなと思います。

竹内部会長

よろしいですか？

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

先程の私の説明、言葉不足があったりしまするので、くどくなるようで申し訳ないんですけども、もう少し説明させていただきます。

今村長さんおっしゃられました、1000m<sup>3</sup>を虻川方面から取るという、その1000m<sup>3</sup>をそれより多くもらうという提案をしている訳ではないです。そこは違います。1000m<sup>3</sup>のお話がもし、ご了解いただければという前提ですけども、この1000m<sup>3</sup>の範囲の中で、現在使っている簡易水道、地下水ですね、この使用状況から見ても、やりくりがつくという意味です。そのやりくりの方法は、虻川の水を直接北の方へ持っていくという方法もあります。それは、水利権をいただいた皆さんの心情的な部分があって、ダメだということになれば、それはもう少し実際に意向を聞いた上で答えが出てくるんですけども、難しいというその現状で、ここで話を一つ切ってもらいたくないというのもひとつあります。

そしてもう一つの方法としまして、虻川から取った水を南部水源として100%持ち込んでい

くという方法で、1000m<sup>3</sup>を南部水源でとえば、虻川流域の皆さんが使うという方法はそれで取れると思います。であれば、今、試堀をしてというよりは実際に堀ってできた井戸の水も含めて、例えば伴野、小園水源というのが虻川のすぐ南の以前の飼育所と言われている近所にある水源があるんですけども、この水源を、虻川を超えて北の方へ回すと、いう簡易水道のつなぎ直しによって、北部へ水を配っていくと、いう現実味のある方法もある訳ですね。それはどうしてかと言いますと、今までの実績の簡易水道で使っている実績と言いますと、12年度の配水量ですとか、13年度の配水量を見ますと、伴野、小園と、南部灌水と言われているこの水は、両年ともにおよそ日量500m<sup>3</sup>少し出るくらいの配水量です。給水量としては、500をきっている状況です。これだけの水が現実には南部水源で、伴野、小園と言われるエリアから、堀越の方までも配水をしているという状況がある訳です。そこにもう1000m<sup>3</sup>がもし入ってくれば、1500m<sup>3</sup>ということになりまして、当然まるっきりという言い方はよくないんですけども、かなり余裕が出てくる訳ですね。とすれば、先程の話に戻りますが、伴野、小園という、北部水源に近い井戸からの北部水源への給水をすれば、北部の方の水量は満ち足りてくるだろうと。でかつ、新しく堀った井戸水も、まだ基準内ではありますので、今現実に行っている、違う井戸との稀釈によって水量が北部水源も確保できるという内容でありますので、そういう意味でご理解をいただきたいんですけども。お考えをいただきたいんですけども。それともう一つ話を進めますと、虻川の方からの取水については、村の計画が現実にあって、村議会でもその旨が了承されて動いているという案がある訳ですが、今日までの中で何度か話題にはなっていますが、具体的なものをお聞きしたことが私はありません。もしお聞きの方があればご披露いただきたいんですけども、もし皆さんもないとすれば、部会員の皆さんがないとすれば、村の方からその案を具体的にどういうものを検討しているか、またはどういうふうにご相談を進めているかということ、この部会にお示しいただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか？

吉川（達）委員

前に説明したこともあるかとは思いますが、それから時期がきておりますので、現状を説明させていただきます。

課長の方からお願いします。

森田豊丘村環境課長

虻川からの取水につきましては、まず地元の同意が必要ということでございまして、地元の皆さんにお願いをして、水利権をいただきたいということで、先程村長が言いましたように苦労しまして、水利権のお願いを認めていただいたということで、建設事務所の方へ水利権をこういって同意を得たのでいただきたいと、ということで、協議に挙げてあるという状態でありまして、まだご返事をいただいている訳ではありませんし、具体的にこういうやり方でやりますということも、ダム計画がはっきりしておりませんでしたので、それも出してございませぬ。したがって、努力はしている訳でありあすけれども、これもどういうふうになると、はっきり今言える状態ではないというのが事実上でございます。ただ村としては、虻川の水をいただいて、南部の水源として利用させていただきたいと、そういうお願いを地元や、県へしているという段階で

あります。この部会の関係、テレビや何かで今まで放送した訳ですけども、見ていた方が役場へも電話をくれまして、話が違うじゃないかと、俺たちの飲む水だから俺は同意したんだけども、ちょっとおかしくないかというような電話もいただいておりますし、表流水を取るということなら考えさせてもらわないとならないなというような電話もいただいているというのが事実上でありまして、これがどういうふうこれから進んでいくかということも、ちょっと何ともわからないというのが事実上でございます。

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

後半の部分については、そういうお声があったということでそれはもう少し詳細にお聞きしておくべきかもしれませんが、それは後にさせていただいて、具体的に地域の皆さんに虻川の水利権者の皆さんに、利用については了承を得たということですけども、その段階では具体的にどこからどのようにというようなお話をしないでいいよと、同意を得られたというふうに今採れたんですけども、具体的に例えば、どこどこ地積にこんなようなことをして、または虻川のある支流から取るですとか、そんなような具体的なものを示さずに同意を得られたということでしょうか？

森田豊丘村環境課長

虻川の現在計画が確定している地籍がございます。その場所は当時からいろいろわかっていましたので、この場所から取ると。ついては、えん堤の下へ持って行って、取水施設を作れるという言い方をして、地元の皆さんからは了承をいただきました。直接表流水を取ってくるということではなくて、副堤みたいなものを造ってそこから取るということで同意をいただいたということとであります。

吉川（明）委員

副堤からの取水というものは、法律と言いましょうか、条例の問題があって、この前担当の課長さんが来られて、砂防ダムからの取水はあり得ないと。またそれに関係するものからの取水もあり得ないというご説明がこの場であったかと思うんですけども、最近お聞きする話の中に、上流部で取ると、そのおっしゃられる場所と言われるその場所の上流部から取るという話を聞いておりますが、そういうお話は具体的には出ているんでしょうか？

森田豊丘村環境課長

具体的になっておりません。出ておりません。

吉川（明）委員

そうしますと、村の方では具体的な図面とも言いませんけれども、具体的などどこでどのよ

うにという案が考えとしてはあるけれども、示せるものがないというふうに受け取る訳ですけども、現実に村費と言いましょか、村の予算を使って調査等を進めたという件も含めて、当然実現性のあるというふうにおいて、村議会も認めて動いているはずですので、その部分を進めていくはずですから、この水は使えるようになるという可能性の上で、先程の水利権の話に戻っていくんですけども、現実に南部水源に取り込んだ虻川の水は南部水源で使うということでいい訳でありまして、そういう意味で言いますと、今南部灌水と言われている伴野の水源からポンプアップする必要がなくなってくるということで、それは南部水源の地域から言うと、余ってくる水という言い方はよくないんですけども、必要である水のところから言いますと、1000m<sup>3</sup>が足されてもそれは、現状から言えば余ってくる水だというふうに考えていいはずですよ。となれば、先程申しました南部水源の一部の井戸を北部につないでいくという方法は実行可能だというふうに考えますが。皆さんいかがでしょうか？どのようにお考えなられますでしょうか？

竹内部会長

はい、どうぞ。川野委員さん。

川野委員

先程から意見をずっと聞いていまして一つ不思議な気がいたしました。村長さんの立場ですと、どうしても豊丘村に郷土沢ダムをほしいという立場でもちろんいると思います。先程も、結果的にもう郷土沢ダムがダメなんだと、そうなったときにこの今言われている水をくださいという、それは方法が逆だと思いますよ。郷土沢ダムを何とかして造ろうとしているのに、虻川の砂防えん堤の水をほしいという、そんなことしたら郷土沢ダムに対する村の本当の気持ちはどこまであるのかということになると思うんで、私は村長さんの立場としたらそれはあくまでも今はこの部会は郷土沢ダムを是か非か、いるかいないかということにいるんですから、それはどうしても本当にダムはダメになってしまったと、じゃあ豊丘の水をどうしようというときに、じゃあ虻川に1000m<sup>3</sup>の表流水があると、なんとか地権者のか、水利権の方に譲ってもらうということも村も本腰を入れて一生懸命努力して回してもらって、譲ってもらうというのが私は本当の道筋だと思います。今この段階で、前にも私は言いましたけれども、田中知事のコンクリートのダムはいらないという脱ダム宣言と、砂防えん堤ならいくらでもどんどんできるということに非常に私は疑問を持っているんです。それで、なんとか綺麗な水を確保しようと思ってこの部会を一生懸命やってるのに、郷土沢ダムとか他の地下水を何とかから水を得るという方法を真剣に考えるならばともかく、何も知らないうちに許可になって無事造ることができた虻川の砂防えん堤なら、そこから水を1000m<sup>3</sup>も採れるんだから、それを廻してもらおうというのは、どうしてもじゃあ郷土沢ダムのこの部会でダムが何でダメで、それでその虻川の水を1000m<sup>3</sup>もらおうじゃないかという、そこがどうしても私は、その前後の何かチグハグなものを感じてしまうんです。先程から村長さんも言ってますけれども、村長さんの立場だったら当然だと思いますよ。郷土沢ダムはまだ完全にダメになった訳じゃないんです。それなのに虻川の表流水を1000m<sup>3</sup>くださいということ自体、私は村の村長さんとしては、それはやられたら、この郷土沢部会の部会員である村長さんの立場というものが本当におかしくなるような気がするんです。それと、こ

これは私は先程から皆さんの意見を聞いて一番本当に強く感じたことなので一言申し述べた他にですね、先程そちらから出ましたけれども、汚染された水というのはもう仕方がないんだという捉え方ではなくて、その汚染源というものは、本当に村とJAとみんなの村民が一丸となって本当に汚染源というものを追求して、孫子の代まで綺麗な水をなんとか地下水から少しでも取ろうという熱意があればそんなに長い期間をかけなくても、汚染源を追求できて、そして綺麗な水になるはずなんです。このダムの問題を取り上げるときにあたって、こんないい機会はないので、村もJAも、それから私たちはもちろん一人一人村民全部ですよ。その綺麗な水にする努力というものに具体的に取り組む姿勢というのを、それは本当に綺麗な水は黙っていても空から降ってくる訳ではないので、人為的に汚されている心配があるとしたら、そういうものを排除していく村なり農協なりの姿勢というものが本当にここで私は求められてくると思います。それはこれからの大事なことだと思います。ただ、その先程の虻川からの1000m<sup>3</sup>の水どうのこうのということは、それについて一生懸命水利権を交渉したかどうかという、村長さんに対する、前後それはどう考えても道義的にもちょっと私自身には受け入れられないことなので、それだけは言っておきたいと思います。

竹内部会長

はい、丸山委員さん。

丸山委員

ずっと考えていて、どういう言葉を選んだらいいのかというのなかなか整理がつかなくてどんなことが言えるかわからないんですけども、一つだけ言えることは、やはり先程川野委員さんも最初の発言の中で言われたんですけども、やはり今のこの田中知事が再選されたこの状況、世の中のそういった目から考えて、なかなかダムというものを実現していくということは難しいだろうということはおそらく皆さん感じているだろうと思います。それと、午後の最初の治水関係でやった、改修案についても、最初にご説明いただいた数字とかの変更なんかもあって、随分当初考えた額よりも多分、かなり抑えた形で出来るんじゃないかなという、そういった気持ちもおそらくみんな持っているんじゃないかなと思います。そういったことで、私ずっと考えていて、小林委員さんが多目的ダムで、前回の時にもおっしゃられたんですけども、一石五鳥くらいが一番いいんじゃないかと。確かにその通りだと思うんですけども、やっぱりその一石五鳥の裏で、やっぱり負の負担と言いますか、負の部分になっていくものもたくさんあるんじゃないかということはこの部会の中で私もいろんな方の意見、それから資料等いただいた中で思う部分もありました。一つはやはり、今日出していただいた資料にもありましたように、傾斜地の崩落の関係での堆砂の問題というものもかなり郷土沢ダムの場合は大きな課題になってるんじゃないかなというような感じをまた今日、この資料を見て強くしたんですけども、そういったことで、仮にダムが実現したとして、ここ数十年の、順調に当初の計画通りの形で動くうちにはいいかと思うんですけども、それが例えば土砂で埋まったりとか、もろもろの予期しない形のものになってきたときに、どういったその維持管理なり、そういったものの負担というものが地元にとって重くのしかかってくる部分もやっぱり出てくるんじゃないかなという気も私はする訳で、そんなこ

とは取り越し苦労で、100年先にいけばわからないけれどもという話にされてしまえば、100年大丈夫だということですので、それまでのことかと思えますけれども、やはり基本的にこの部会の最初の話の中で、川野委員さんたちの今も言われましたけれども、やっぱり孫子の代まで安全で安心の飲み水を確保したいということはどなたも考えておられることだと思いますので、やはりそのダムによることだけがその一つの手段じゃないということは、皆さんも感じておられることだと思いますので、そのところはやはり、どういう言い方したらいいかこのところが一番難しくてわからないんですけれども、相手のものの言い方なり何なりというものをすべて否定してしまうような形じゃなくて、やはりお互いの意見として取り入れるところは取り入れる、反対するところは反対するという形の中で論議を進めていかないと、その感情的な部分で食い違ってってしまう部分の方が大きくなってしまふんじゃないかなと思いますので、私は一つはやはり、この利水に関わることが一番大きな部分だと皆さんもおっしゃられている通りで、その通りだと思いますので、ダムというものを考えたときに治水で考えるダムはできるけれども、利水のみで考えるダムというものは出来ないというお話を前にもお聞きしたことがあるんですけれども、そう考えたときに、それでは河川の護岸工事で単独で30分の1のクリアはなんとかできるとして、じゃあ飲み水はどうするのかという、そこがやっぱり一番のネックになってくることだと思います。それで、村長さんの立場もわかりますし、小林委員さんの言われることもわかるんですけれども、ダムを造ればすべて丸く納まるというのは今の時点では間違いなくそうかもしれません。住民負担ということを考えても一番その、言葉は汚いかもしれませんが、安上がりにできてしまうという私たちにとってはそういったものに、外から見れば捉えられても仕方がない部分はあるかと思えますけれども、現実問題としてやはり飲み水のこの先というものについては、不安を覚えていることは確かだと思いますので、そのためにダムが良いのか、じゃあ蛇川からの取水ということも、やはり私は一つの選択肢として考えていかなければならない部分だと思いますので、その話をしている中で、その水利権の問題等について実務者でおられる村長さんはやはり、もう1000m<sup>3</sup>という話は難しいんじゃないかという話をされているんだと思いますし、吉川(明)さんはその1000m<sup>3</sup>がなくても、計画である1000m<sup>3</sup>の中で何とかやりくりできるんじゃないだろうかという話をしている訳で、ですからそのところもちょうど順序だって検証なり話をもう少し詰めた上で話をしないと、その順序どうこうという話だけで話をしてしまうと、今までこの積み重ねたこの案の中にも当然そういったものが入っている訳ですので、積み重ねたものがじゃあ何だったのかということにもなるかと思えますので、ダムからの取水ということについては、おそらく皆さん、先程も言いましたけれども、一番安価で手っ取り早く他の農業用水のこととか考えても、すべてにおいて収まっていくだろうということはわかると思いますけれども、後々の負の財産みたいになる部分のところまで考えを及ばして考えたときに、他の方法はないのかということも当然考えてもらいたいということでこの部会ができてることだと思いますので、その点から考えると、私は蛇川からの取水というものも当然その選択肢としては良いことだと思いますし、部会の最初に、利水専門の堰堤的なもの、小さな小規模なそういったものを造るときには、やはりある程度その自己資金的なものの中でやっていかなければならないというお話だったと思いますけれども、田中知事の今度の形で新たな水源に対しての助成制度みたいなものも考えていただけるとのことですので、そういったことも一つの選択肢

として考えて、是非応援をお願いしたいと言うような形で考えていくのも一つの方法だと思いますので、もう少しそれぞれの可能性というものを、せっかくこういう席ですので、お互いにみんな意見を言い合って話をしてもいいんじゃないかなというような気がします。

私自身は、前から言っておりますけれども、少なくとも地下水の可能性が全くないと言いませんけれども、8割、9割まずこれからの先ちょっと不安要素の方が多いということであれば、それがはっきり言っただけのものがあれば、ダムをお願いしたいという気持ちになろうかと思っておりますけれども、今の時点ではまだもう少し可能性があるのかなというような感じがして、今までのお話を聞いておりますので、もう少しそこら辺のところを話をしてもよろしいんじゃないかという気がします。

竹内部会長

はい。

他には。はい、どうぞ。

吉川（達）委員

そこでお聞きしたいのは、田中知事さんが言われておりますダム債、もう一つは水利に対する支援、そこらは具体的なものが出ているのかどうかお聞きしたいと思います。

竹内部会長

はい。

ではこれは政策秘書室ですね。

柳沢政策秘書室企画幹

政策秘書室の柳沢直樹です。まだ具体的なものは詰めておりません。今、ご承知の通り県では推進本部を作っておりますけれども、あくまで今のところは、浅川・砥川の答申を受けた上で、それを具体化するというで今やっております、またそれぞれ流域ごとに状況も違うでしょうから、例えばこちらの部会でこの流域についてどういうことを考えられるかと、こういった制度で直せばいいんじゃないかというようなご提議を含めて、もし出せるとしたらそれがまた検討委員会の方で議論をなされ、答申の形で出たものを、また県として検討して参りたいと、その具体案を作って参りたいということでございますので、今のところは村長さんがおっしゃられたようなものについて、具体的にどうこうということはそこまで議論は進んでおりません。

竹内部会長

はい。他にございますか？

いかがですか？

はい、松岡委員さん。

松岡委員

今も丸山委員さんの方からもちろっと出たところもあるんですが、例えば量的なものについてはやりくりして、うんと言えは何かなる部分もある部分とない部分とあるだろうと。私自身は量で一つ心配するとすれば、ほんとにそういう砂防えん堤ということで、土砂災害があるときも含めて、その小さな取水堰かなんかで取っているところで、日量1000m<sup>3</sup>ですか？というところが安定した水源かどうかということは、川から直接取る場合はちょっと心配な部分もあると。それともう一つは、今使っている井戸がその時系列で、時系列的なデータを見たときに、亜硝酸性窒素にせよ何にせよ、時系列的に少しずつ、じゃあ年何%かずつ増えているのかと、そうするとそれを線形で伸ばしていった場合に、量としては人口が減りあんなばいだからいいとして、質的なもので今実際に、硝酸性窒素を稀釈するだけで飲ませているということしかできないんだとすれば、その稀釈している方の井戸、あるいはその稀釈対象になる井戸がどんどん増えてくるというような中で、綺麗な井戸がどんどん減ってくるということになると、段々いっぱいいっぱいになってくるのかと。でいっぱいいっぱいになってしまうと使えないという話になると、階段関数的にばたっとダメになるということになりますので、その辺のところは特に後者の方ですね、今の現在の井戸で稀釈しているという状況が時系列的に見て右上がり、段々危なくなってきているのかどうかというのは村の方から示していただければ、量的にはともかく、質的にはこういう現状だったらもう少しわかりやすくなるんじゃないかと思うんですが。

森田豊丘村環境課長

以前にもちょっとお話したことがある訳なんですけれども、今話題に挙がっています、南部簡易水道でありますけれども、窒素の値につきましては、平成6年が水源として4.5だったものが、平成14年には8.7に上がってきているというのが事実上でございます。いよいよこれも心配で困りましたので、以前に認可を取ってあった南部簡易水道、伴野、小園と南部とを合体と言いますか、統合させまして、そういう認可を取ってございましたので、伴野、小園の水を南部へ今入れて薄めておりまして、こちらにも誠に厳しい話ではありますけれども、8.7あったんですけれども、コンマ5か、コンマ6くらいは下がったと。伴野、小園の関係の小園の水源というのが低かったものですから、それを入れてまた南部水道も窒素の値を下げているというのが事実上でございまして、我々としましても困っていると。もうどうしたらいいかというふうに考えているのが事実上でございます。

松岡委員

現状もそうなんですけれども、ずっといくつがある中で線形で伸ばしていくと、何年後くらいにはそういういっぱいいっぱいのやり方も相当無理になってくるというような恐れがあるのかなのかと、その辺のことがわかるとよろしいんですけれども。

森田豊丘村環境課長

南部の関係が4点いくつが8に上がっていくということでもう上を向いているということでございます。あと何年もつかというのはちょっとははっきり言えないというのがつらいところございまして、あと、伴野、小園の簡易水道の関係のこれは配水の方ですけれども、水源で言います

と、伴野、小園の簡易水道は平成6年が4.12だった訳ですけども、それから上がったり下がったりしまして、4.7、5.1、またちょっと下がって3.1なんていうのもありまして、平成14年は6.4ということで、これも右肩上がりに上がっていています。6.4ですので、これは基準内ということになればしばらくはいいと思いますけれども、そんなに長くは期待してはいけないのではないかというふうに考えておるところでありまして、虻川の関係が出てきたというのもそこら辺の理由もある訳でありまして、どの井戸も右肩上がりの傾向は変わりありません。ただ、小園みたいに低いところにつきましては、しばらくはいいだろうというふうに考えております。以上です。

竹内部会長

はい。他にいかがですか？

少し論議を詰めていきたいんですけども・・・。

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

正に論議を詰める時期がきていると思うんですけども、例えば私の提案について、言ってみれば紙に書いて数値を表してくれということであれば、それは早急にいたしますけれども、先程の休憩の前の話に、すいません皆さんにお問いかけをしました、その策作りをしようという方向で今後の場を進めるのか、それともダム案で一つの答えを出そうとするのか、その辺のお気持ちがこの辺でもう、すいませんけれども表示をしていただかないとこの場で立ち止まった状態で次回を迎えるのでは正に同じことをまた次回もやるようになると思いますので、提案としていかがでしょうか？策作りをするかしないかというこの辺で、今日は全員ではないもんですからいいかどうかも含めてですけども、ある程度意思表示をする時期にきていると思うんですけども、策作りをしていくかどうかという部分についてそういうご提案をしたいんですけども、いかがでしょうか？

竹内部会長

率直にご意見をお願いしたいと思います。

松岡委員

率直に言わせていただきます。

この委員会ができたというのは策作りをするかしないか決めるのではなくて、ダム案はもうある訳なんです。こうすれば質の良い水がこれだけ供給できますよというのはある訳なんですよね。では、ダムなしにした場合の代替案、具体的に何が考えられるか、その代替案のクリアしなければならぬ問題は何かと、ではクリアできなかったときはどうするかです。そこまでいかないとダメではないんです？だから策を考えるか考えないかなんていうのはもう議論をする余地がない。ダムなしで行く場合にはどうするか、その問題点はどうかクリアするのかというそういうことですから、別にそれは決をとるという話ではなくて、ダムなしでいくとすれば今一つの案として虻川

からですか？1000m<sup>3</sup> 持ってくると。じゃあそれは安定的に供給できるのかとかですね。水利権認め一応自分たちで飲むんだからいいんだけど、じゃああっちへ配るのならダメだといういろんな問題がある訳じゃないですか、その辺をクリアにしていって、どういう問題点があるかと。でそれをじゃあクリアできるのかできないのかということをも明らかにしていくという作業は必要なのではないですか？ということだと思んですがどうでしょうか？他の方も。

竹内部会長

ということで、他にいいですか？

ということになりますと、主観を交えてよろしゅうございますか？要は、今日の中の論議でいきますと、吉川（明）委員さんからは具体的ないわゆる蛇川に関わる課題の自分の考え方が述べられまして、それとプラス、既存に使っているものを南部から北部へ廻すということも含めて、井戸水ですね、そういうことの数字的なものはちょっとということなんですけれども、それと、今話の中で、村のこれまでの経緯の中でいくとそのことが依然可能なかどうかということの水利権の問題も含めて、流量的な問題も含めて、いまいはっきりしない部分があります。それと同時に、いわゆる汚染に関わる課題について、そのいわゆる既存の井戸水そのものが右肩上がりであるというデータの考え方もあります。この点について、これは私からのお願いなんですけれども、例えば吉川（明）さんが出されたものについて、ある程度、これは良い悪いかは別として、実現の可能性方について、やはり水道事業者は村ですから、次回までにある程度率直な詰めをやっていただいてどうなのかなと、そういうものがやっぱりないと、やっぱり専門的な分野でもありますので、一概に良い悪いということは会的にも言えない部分も出てくると思うんですよ。ということで、お互いに主観を交えながら、いずれにしても、結論を出さなければ話ですから、率直に論議いただいて、一つの案と言いますか、そういうものを例えば案なのかどうかは別にして、物別れの意見で終わったということもあるかもしれないですけども、そういうふうにならざるを得ないと具体性のもが出てこないんじゃないかと私は気がするんですけども、一つは皆さんにお図りたいと思います。でもう一つは、先程来新聞のこともありますけれども、いわゆる環境に関わる汚染とかそういうものに対する特定源の問題。それから、既存のその対応策の問題について、先程村長さんの方から県の政策秘書室の方に聞きまして、知事が言っている、いわゆる支援策、このいわゆる、あれは水源に対する支援策という言い方している訳なんですけれども、その辺についてもうちょっと拡大解釈してできないものかどうか、要するに皆さんの一致した意見は将来、孫子の代までいわゆる安心した水を確保するかという話がありました。これは一つのここでそのために、何も形がない中で、将来はどうなるかわかりませんが、水は汚染の中身が問題になる訳ですから、流量がはっきりしてもその辺の部分があんまり不透明だと、いずれにしてもそれに対して対策をしていこうという方向しか出せないと思うんですよ、そういう問題は。将来努力するということが、村を含めてですね、その場合の処置の仕方についても、ある程度はその支援的な意味としてあるからないからやるやらの問題にないにしても、ある程度含むのかどうか、その点についてもある程度煮詰めてと言いますか、問いかけていただいて、次回くらいまでにある程度方向性を内部ちょっと検討していただければと思うんです。あの解釈の仕方、というのは次回そういうことが問題になると思うんです、おそらく。そのことはお願い

したいと。ですから、最も孫子の代までいずれにしても綺麗な水をどうやって確保するかという、努力するという事は皆さんの一致した意見だと思しますので、そんなことでちょっと提案させていただきますけれども、皆さんにお諮りいたします。具体的に検証をするということの一步進めるにはどうしたらいいかということです。いかがでしょうか？吉川（達）委員さんいかがですか？

吉川（達）委員

部長のご提案で私は進めて行っていただきたいと思います。

竹内部会長

村長さんいかがですか？一応次回までにある程度こう詰めて・・・。

吉川（達）委員

はい。

もう少しわかりやすい水量的なこと、また数値的なことももう一度、資料も膨大になってきましたんで、コピーする形でまた振り返って見てもらって、現在のこの水質の推移、汚染の推移の状況ももう一度また振り返って見ていただけるかと思えます。

竹内部会長

他の皆さんそういうことでよろしいですか？要は水量の問題がちょっとボケてますし、それから汚染源の問題で稀釈の問題として、どこどこを組み合わせれば可能なのかという問題も出てくるでしょうし、それから虻川の南部で使ったとしても、それを代替えとしてやった場合の例えばダムに代わる水量として、トータルとして足りるのかどうかというような検証もしていかないとこれできませんので、それにはお互いのあれを突き詰めてやって作っていただくということでよろしいですか？

では次回そういうことでそれに基づいて、結論を出していくということでよろしゅうございますか？

はい。じゃあそんなふうにさせていただきますと思います。

あと今日できることと言えば、残された課題では、時間がかかるかどうか。あの行政に関する問題の内、今、若干話が出ましたけれども、行政に関する問題の内、いわゆる利水に関する支援策については今後具体化の中で、いずれにしてももうちょっと具体的な話になってくると思いますので、そのときに廻すとして、先程、公共事業評価監視委員会の関係の資料の説明だけいただいた訳ですが、とりあえず位置付けとすれば公共事業評価監視委員会では郷土沢川についてはこういう判断をしましたという意味で資料を差し上げてある訳なんですけれども、何かそれについては何かございますか？前の経過であるということで、こういう指摘がされているという経過を含めて。特段よろしいですね？その辺は。はい、どうぞ。

吉川（達）委員

監視委員会のその12年度に検討した様子を、ここにも1部あるんですが、その他費用対効果についても若干問題になっていたんじゃないかなと、その当時私、頭に入っているんですが、そこで先程の河川改修案の内容とそこで検討委員会に示されたダムと、河川改修との比較というのは相当な額に開きがあるかと思うんですが、そこらはどんなふうに県の方ではお考えかお聞きしたいと思います。

竹内部会長

ではお願いします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

平成12年度当時に説明した中でですね、ダムありの場合とダム無し案の説明をしたということとでその内容をということによろしいでしょうか？

治水対策の経済比較としてダム無し案、それとダムプラス河川改修案の金額をですね、説明いたしまして了解を得たという経過でございます。ダム無しの考え方は、一番当初に説明致しました4.7km引堤による改修がとですね、それと治水ダムと下流の護岸改修という形の金額を出しまして了解いただいたという経過でございます。

吉川(達)委員

でありますんで、たぶん今日示された河川改修は、もうここにも書いてありますように、最初の経費でということと、12年度にそこに出された資料というのは、たぶん完全にこのダムに替わる河川改修というような形の違いということで、だいぶ今回のこの今日示されたこの事業費というものが相当少なくていけるんじゃないかということになりますと、そいじゃあそんなに違うんなら河川改修でやれよということに、そのなってしまうのかなという心配もあるもんですから、お聞きした訳でございます。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

今日お示した案は、あくまでも部会の指示により、先程説明した指示事項に基づいて提言させていただいた案だという形でございます。2番目に書いてありますように安価で応急的な河川改修案を提示したというふうにご理解していただきたいと思います。当時の治水対策の経済比較で作成した河川改修計画は、上流から下流まで堤防の構造や改修方針の一本化をしております。それで恒久的な治水対策として考えた案だにご理解いただきたいと思います。

松岡委員

ちょっと常識ないなと言われそうですが、そうするとたとえば今日の示された部会でやった継ぎはぎ案みたいな感じになるのかなと思いますが、それだとこの河川整備計画策定フローみたいなところでいくところの、国ですね認可を受けて国庫補助でやるという訳にはいかないという感じですか？それはやってみなければ判らないという感じですか？そのどちらか、感触といたしますか教えていただければ……。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

どちらにしろやってみなければ判らない。構造令上は違反してございません。

大口河川課長

今日お示した案は、先程も説明したとおり応急的なのということなんで、嵩上げやそういうことの補助は、おそらく私の経験からすれば難しいと考えております。

松島（信）委員

今の議論されとる今日の示された案についての、優先順位というものはつけられるのでしょうか？ つまり、A区間からF区間までという中で、最も緊急性がある区間は、例えばこの区間だというような意味で、優先順位はまあできれば私としてはほしいなああと・・・。

大口河川課長

今日お示したA～Fという話しですけれども、まあ常識的には社会資本の集中し人口の集中しているA区間を最優先でやるべきだと私は今まで河川をいじくっている者としてはそう考えています。

竹内部会長

他にございますか？ よろしいですか？ 一応行政に関する課題というもの、公共事業の評価の関係でしたけれどもよろしいですか？ 治水の今日の河川改修単独案というのは、また方向が出た段階である程度また煮詰めて論議しなければならぬと思っておりますし、それこそ内容によっては報告書を作るときにもうちょっと具体的なことも入れなければおそらく難しいと思しますので、あんまり深く突っ込まないように今の段階ではひとつよろしくお願ひしたいと思いますのですが・・・。それでは先に進みます。あと最後の議題でいきたいと思っておりますけど、環境について結構これご意見ありますよね？ 発言すると。そうですね。それでは、中途半端になるかもしれませんが、環境についてもその議題に入りたいと思っております。それでは、今日お手元に環境調査の資料がいつてもありますが、それに基づいて一応環境についてということで皆さんにご意見をいただきたいと思っております。じゃあ松島委員さんどうぞ。

松島（信）委員

まだ調査は今後も必要だという意味なんですけど、ダムを推進するということになると必要だと、こういうふうに思います。それはですね、まず猛禽類調査なんですけれども、たくさんの資料で鷹類が飛翔しとると報告されていますが、私も郷土沢へ、2～3回調査にいけば、必ず1回は何らかの鷹類に遭遇します。ですから今までのダムサイト地点という立場からすれば、最も濃密に鷹類の生息環境であるという訳です。しかし現時点での調査では営巣地は確認されていないということですね。で、今までの調査の中でそうとうコンサルがチームを組んで、あっちの尾根こっちの尾根というところでお互いに無線とりあってやっている現場は何回も見ております。で、あ

あいうような地点でやっておっても、必ずしも営巣地の確認は難しいと思います。で、最近行ってみますとですね、だいぶ広葉樹の葉が落ちてきています。で、そういう状況でですね、営巣状態、そこに鷹はいないですけども、だから営巣状態は、たいへん見やすくなっているというのは常識だと思います。そういう調査を今後どう進めるか、つまり一つの意見としてはダムを推進という意見、これをずーと続けていくということになると、その営巣調査はこの冬期間に、是非きちんとやるべきであると。高い所ですから巣は、私も1箇所見つけたんですけども、とても登っていけるような所ではありません。それから、あのダムサイトのちょうど入り口の所、そこから鷹が飛び立っていますから、それは動物なりを捕獲するためにそこへ降りてきたそんな環境じゃない所ですから、崖の上ですから。調査をそういうレベルでやるべきだと思います。で、それがひとつですね、猛禽類に対するきちんとした認識を得てもらいたい。それから、2つめはこの前も提案しといてありますようにダムを推進するということになりますと、断層を通過して一般廃棄物処理場からの物質が、上の湛水域最上部の川へ浸透してくるという可能性もある訳ですから、その調査もやらんといかんと思います。それから、もうひとつ、今度は植物に関して言うならば、最近、自然保護研究所から長野県の植物のレッドリストの本が出てますね。で、あれを見ますと、豊丘にも存在する絶滅危惧種が、私がちらっと見た限り3種類くらいありました。そういうものの確認とかも必要かなと思います。ですから、この環境影響調査そのものが、今のところ最終報告じゃないというように思いますけれども、信頼性があるようにも思えませんので、ちゃんとした調査は大事なことだと思っております。以上です。

竹内部会長

他にございますか？ 今ので何かお答えすることはありますか？ はい、どうぞ。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

猛禽類の古巣調査はですね、今年の冬にやる予定でございます。

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

本当に初歩的なことをお聞きするんですけども、この環境調査というのは、まあ例えばどういう時期まで続けるのかなあ、今のお話ですと、この冬の営巣調査が終わると、ほぼこれも素人考えですいませんけど、このスケジュールと言いましょか、調査の項目的なものを見ますと、「営巣調査をすればほぼこの要件を満たしてしまうのかな」なんという印象に見ておりますけれど、そういうものなんでしょうか？他の項目もまだ今後あるのでしょうか？

竹内部会長

はい、お願いします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

事前にですね、工事予定地の、環境をまず把握するというのがダム事業の進め方でございます。それで、一番問題であろうとするのが猛禽類等の貴重種との関係でございます。繁殖期における、まあ飛翔調査等をやっております、古巣の確認、それと営巣場所の確認等々を進めていく予定でございます。それで、この結果によりまして工事に着手する時に、要するに専門家と対策を相談して着手するというのが通例でございます。

竹内部会長

はい、どうぞ。

吉川（明）委員

例えば、まあこういうことがあるかどうか判らないんですけども、調査を進めていく中で、例えば建設着手の状態の時にオオタカの巣があって、例えば繁殖をしているというような事実が確認された場合、今までの例ではダム事業的なものは止まるんですか？ それともオオタカがそこに住んでいないようにこう移すとか、すいません素人っぽくてすいません。どういうことを対処するのでしょうか？

竹内部会長

はい、どうぞお願いします。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

営巣といいますか、繁殖期が一番問題視はされております。だから工事に際してですね、繁殖期を除くとか、そういった対策をとっているのが通例でございます。

竹内部会長

はいどうぞ。

吉川（明）委員

そうしますと、まあ鷹に限った話だけではないかもしれませんが、もし大鷹がそういう形になっているということが確認された場合、その工事をするをその一時的にそのまあ卵を産んで繁殖という時期だけやらないとういことであって、極論ですけども大鷹の巣があるからダムの計画はやめるということは可能性としてあるのでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

結果、その状況によりますが、どちらにしろですね、専門家と相談して対策を考えていくということでございます。

吉川（明）委員

対策を考えるとというのは、工事を進めるための対策を考えるのでしょうか？ それとも大鷹を保護するための対策を考えるのでしょうか？

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長  
両方だと思います。

吉川（明）委員

ということは、両方ということは本当に両方が両立できるのでしょうか？ というようなものですけども、例えばダムができて環境が変わって、ある人はダムができれば餌が増えて、鷹は住みやすくなるよというお話を、冗談かもしれませんが、でも案外私はそういう論理が成り立つ可能性もあると思うんですね。小林さんのご提案にもありました、その観光開発なりなんなりが進めば、魚の養殖をやるうだとか、おみやげやさんができるかどうかわかりませんが、何か人が入ればそこにはまあ、今よりも違うものが入って行って、それがまあ例えば果たして大鷹が食べるかどうか判りませんが、人が住めばねずみが増えとか、そういうようなことを考えていきますと、もしかしたらそういうプラスの、まあ鷹だけを見ればですね、プラスとかまあ生息数が増えるというプラスなんですけれども、ある。逆に言うとダムができたことによって環境が変わって、鷹がいらなくなると、豊丘のその地域からはいなくなっていく可能性もある。又はこの調査ですと、芦部川の上流域の方が、まあちょっと数量ははっきりしなくていけませんけれども、どうも多いような数字もありますので、こう移動して行くってというようなことを例えば想定した場合、そういう環境の変更変化をさせていくということが、はっきりいってダムとその環境を変えるということをどちらをとるかということこのことは、現時点である程度考えておいた方がいいと思うんですけどもいかがでしょうか？ そういう考え方は、こう私にはあるんですけど皆さんどういうようにお感じになられるのでしょうか？

松岡委員

まあ今どういうふう感じられるでしょうかって目が合っちゃったからちょっと手を挙げちゃったんですけども、あの一昔前という、ふざけんなこのやろうと言われそうですけれども、一昔前だとあそこにこれがあるからそれは0か1かと、やるかやらないかしか無かった。しかしまあ十年なり十五年なり位前からでしょうかね、例えばドイツなんかだとですね、まああるところにアウトバーンをじゃあさらに延ばしていきたいとか、そうするとその路線をそのまま延ばしていくとですね、こちらにのろじかだ狸だなんだかんだのいるあれがあって、こちらに水場があってですね、大きな湖があってそこ水場になっていて、どうやらそのエコロードができていて、そうするとじゃあアウトバーンやめようという話になってないと、じゃあ共存する余地はあるか、生態学者も一緒になって生態学者と土木屋といたらいいでしょうかね、まあそんな単純な構成ではないと思いますけども、そうするとじゃあ彼らがじゃあその水場いつも生活していかれるようにしながら、こちらのじゃあ生活といますか、そういうものを通すというので、ではボックスカルバートというかそれをやって、その上に数 m の覆土をしまして、そこを彼らからすれば数 m 覆土して木が植わってきていてだんだん潜在植生みたいなのが生えてきていますから、

それで巾100m位ある訳ですから、まあ実質その水場へ行くにはあんまり問題にならないと、もちろん道路があるから、だいぶ環境にはインパクトありますけれども、まあそういうことをはじめとして、じゃあ共生できる道はないかということ、実際に事業化してやってきていると、日本はそういうことに関してだいぶ遅れていましたが、だんだん、たぶんそういう生態学者も入れてですね、やってくるようになるのではないかと、県の方もたぶん、もしかしたらそういうところへですね、生態学者やめさせちゃった委員会もあるようですけれども、ちゃんとした知識と見識のある人達が選べばですね、そうした生態系という考え方の中で我々がじゃあ、色々共存共生していくためにはですね、どういう方法があるかというのは今までよりは一步進んだ形ですね、先程やるのかやらないのかという判断だけではなくて、じゃあその生殖期を繁殖期だけ考えれば済む話しもあるれば、魚のように移動の自由を確保しなければならないものもあればものによって色々違いますのでですね、そこへその今までのように経済性なり、それを最優先だけではなくてなんとかしていこうという、まだそのレベルだと思います。本当に共生できるかと言われるとなかなか難しいところもありますが、ダム一つとってみましてもですね、アメリカやソ連や中国とかヨーロッパでは何億m<sup>3</sup>なんていう湛水面積があって周囲の気候が変わるようなダムがあればですね、上流300mとか500m位まで湛水区域あるけれども、というそんなちっちゃい彼らからすればダムだなんて言えない位のものもあれば色々な状況がありますのでですね、それは今すぐやるのかやらないのかという議論と結びつけるというよりは、こういういい自然があるのならどうやって残していけるか、ほっとけばじゃあこれは残っていくのか、ということもあると思います。里山なんかは、ほっといたからこうなってきた部分もありますんでですね、どうやって関わっていったらいいかというのはですね、やらなければすべて解決するというものだけではないんじゃないかと、いい機会だから生態学者も入れてやっていただければですね、非常にいいなあというふうに自分はそういうふうに考えています。

竹内部会長

他にはいかがですか？

松島（信）委員

今日の資料の8ページなんですけども。

哺乳類のところの記載をみます。確かにここに書いてあるような動物は、入る度に見かけるような感じなんですけれども、それで終わりから3行目のところに、ニホンザルは確認されなかったと書いてあります。これは確かに私も確認できていないんです。それからその次なんですけど、ツキノワグマの痕跡が少なかったと書いてあるんですがね、これはやや違うかなと思うんですね。現地の、特に湛水域周辺の植生は、植物のところに書いてあるように、クリ・ミズナラ群落ですね。圧倒的に多いのがミズナラ、クリも結構混じっています。それからごく稀なんですけれどもアベマキも入ってきている。ですからそれらを食べる小動物は確かに多いんじゃないかと思いますが、それで前の部会の時に私の資料で、湛水域平面図の資料、ここにどんな堆砂状況がありますと、堆砂状況があってそこは段丘を造っておるという資料を出した事があります。そのときに仮に熊平という河床の平坦地を指摘してあります。何故って言いますと、そこに熊の檻を仕掛

けてあるんです。これは村の関係にお聞きするんですけれども、郷土沢の熊というのは、駆除対象になっているのでしょうか？その辺の現状はいったいどうなっているのだろうか。それで、最初の春の段階には、その熊の檻の中には大根というような野菜が入っていました。そのうちに果樹がでできますと、梨それからリンゴそんなようなものが入ってきておりました。熊はですね、りんごが一番好きらしくて、そして非常に知能が高いなあと思いました。あの落とし蓋式になっているんですけれども、絶対にその入り口の方から入ってなくて、檻の周辺を掘って、手でりんごを掻き出しては食べていました。腹一杯になると周りにうんちをいっぱいしていくという形です。そういうような状況で、今は何が入っているかという、コメヌカが入っておりました。そういうようなことと、付近にどうなっているかをみると、付近の木にするどい爪でこう引っ掻いた傷というか、そういうランドマークがあります。ですからいろんな生息状況からみると、あの環境は非常によろしいということは前にも申し上げました。非常にいい環境の所であって、私自身はあの環境を破壊してしまうということは、ダムを造るよりかもっと大きな損失だということは何回も申し上げてきております。こういう環境が幸いして、あそこに生息する哺乳類にうまく利用されている豊かな環境、つまり豊丘村では稀にみる環境であるところのように、それはツキノワグマひとつだけが象徴ではないと思います。まあそういうことで、この熊についての認識はいったいどうなっているのかな？ということはお聞きしたいと思います。

竹内部会長

いかがですか？熊についての認識。

福沢豊丘村産業建設課長

産業建設課の福沢と申します。有害鳥獣の担当課でございます。現在有害鳥獣としては、鹿とニホンジカとイノシシをやっております。熊についてはやっておりません。そういうことで、その檻については、現在イノシシ用の檻が各所に出てると思います。そのための檻だろうと推測されます。村では直接その檻はかけておりませんが、それぞれの猟友会とかそういう形でかけているということでございます。それで、ツキノワグマの保護については林務課の方でお願いしたいと思います。

野溝下伊那地方事務所林務課長

林務課長の野溝でございます。熊につきましては、地方事務所の許可になっております。現在、長野県では特定鳥獣保護管理計画を立てて、年間の上限頭数を決めて年間、県内150頭、この管内では20頭でございます。その数字を超えないようにということで、管理をしております。熊を捕った時にすぐ報告をいただいております。なお、熊は狩猟鳥獣でありまして、狩猟もでき、それもカウントしなくてはいけないということです。今年は特に里山に多く出てきておまして、怪我をされた方もおります。そんな時には、当然警察も立ち合っていただきまして駆除をしております。先程りんごの話が出ましたが、1回りんごの味を覚えると何回でも来るというのが熊でございますので、人畜に被害の無いように気を付けておるところでございます。

竹内部会長  
はいどうぞ。

松島（信）委員

まあ、そんなようなお答えはありがとうございました。それで、私の言いたいことはですね、まだ特別委員の人達や村の人達に、うまく伝わっていないと思っています。と言いますのはですね、例えば私の住んでいる高森地域は、果樹園に熊が来て相当に被害があって、檻を作ってそこでまあ駆除するということは、今年の例は知りませんが、昨年までは近くの果樹園でですね、よくそういうことを聞いています。ですけども豊丘村っていうのは、私の方の高森側と違いまして、里山が深くてですね、しかもそこには環境がよろしいから果樹園地帯まで襲うということは、あるんだかどうかは知りませんが、その状況は高森側とは全然違うと思いますね。ですから、そういう里山を開発してしまう結果が、現在の熊対策で非常に頭の痛い現状で、それは他の動物についても同じように言える訳なんですよ。ですから、ダムの方がいいぞという意見があまりにも強いので、私はその価値観に対して大いに疑問を感じとるから、その熊を引き合いに出して言ってるんです。今の林務のほうの説明によりますと、もしその檻に熊が入ったとするならば、あの私が何回も見た限りにおいては1回も入った形跡はない。やっぱりそれほど熊はばかじゃないです。もしあそこに入ったならばですね、これはその檻を作った人も困っちゃうと思うんですよ。いろんなことで非常に困っちゃう。ですから、そういう現状をやっぱりちゃんと認識してほしいなあと、前向きに認識してほしいなあと思うんですよ。そういう意味で申し上げとるんであって、環境問題というのは非常に底が深いんです。そのことは水と同じです。そのことでもうちょっと真剣に、私は認識した方がいいんじゃないかと思っています。

竹内部会長  
他にございますか？ はいどうぞ川野委員さん。

川野委員

もちろん言われるまでもなく、この環境の尊さというのは誰でも判っていると思います。特に豊かな丘の村、豊丘に暮らしている私たちにとりましては、非常にこれは緑豊かな村っていうのは誰の心の中にも一番大切な、基本的な心の底流にあって大切なものっていうのは判ります。今これ私、資料をずっと見てたんですけども、こういう環境調査っていうのはダム建設の場合、必ずどこでもやられる訳なのか？っていうのが一点と、それから、砂防ダムみたいなものはまったく環境調査っていうものはまったくこれは関係なく行われるものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

竹内部会長  
はい、どうぞ。

坂口河川課ダム係主任

まずダム建設の場合なんですけども、法に定められてます環境影響評価法では、その対象になっているものは、一応その第一種というは100ha以上で、その下に第二種というのがあるんですが、それが75ha以上です。一応その法的な対象になっているのはそういう貯水池の湛水面積なんですけども、そういう決まりがありますが、今そのそれにもよらず、ダム建設において最近はその環境がまあこういう社会的情勢の中で、その非常にその辺が重視されていますので、郷土沢においてもそのような対象の面積ではないのですが、環境を事前に調査を行いまして、それに与える影響というのを把握してから事業のほうを、並行的に行われているんですけども、やっております。

樋口飯田建設事務所管理計画課課長補佐計画調査係長

砂防ダムにおきましても、今の多目的ダムとは違いまして、非常に規模が小さいということから、アセス法に伴います義務付けがございません。しかしながら、この地域の自然関係に詳しい方、非常に多くいらっしゃいます。そういう中で、事前にご助言をいただきながら、また事業途中において実施している箇所もございます。

竹内部会長

よろしいですか？

川野委員

わかりました。こういう捉え方を、ダムを造る場合だけものすごく自然を壊すという、そういう捉え方だけは、私の中ではしたくないと思いました。大小なりとも、やっぱり砂防ダムにしる、それはダムほどではないにしる、全く環境を壊さないというはずはありませんので、ダムに関して非常に環境を壊すという、そういう捉え方には抵抗があるというのを言いたいだけです。

竹内部会長

他にございますか？はい、どうぞ。吉川（明）委員さん。

吉川（明）委員

先程の資料の4にあります、特に配慮する個別事業というところで、イのところに郷土沢ダムについては、流域からの砂流出を防止する云々とございまして、貯水池周辺斜面の表層崩壊対策を検討するというのが、配慮する点として指摘されているのですけれども、まさに崩れやすいところに水を貯めるということは、崩れていくことは前提で造るわけですけれども、そうしますと一番近くにあります小渋のダムの崩壊の状況を想像するのですが、郷土沢の流域は崩壊したところを見ますと、本当に30mから40mの崩壊が縦に出るわけですけれども、それは下に弱いところが1箇所あるから、縦に1本になるのですが、多分水を貯めると、先ずその水辺の草木が枯れて、土が露出して表土が洗い流されて、そして下の花崗岩が出てきて、という状況になると、今度はその上にある表層の土が、下の土台が無くなったようなかたちで、崩壊するというようなかたちで、まさに冠水の表面のところは、今日の資料のカラーの地図の冠水域を黒く書いて

あります、逆に地肌が出て白く、えぐりだすようなかたちをつくっていくのではないかと思います。これは、多分かなり高い帯になって現れてくるのではないかと思いますので、冠水域というのですか、冠水している上の面積からすると、かなり広い崩れを予測できると思います。そういう意味で、考えているよりも、冠水面積よりももっと大きな環境を破壊する状況がでてくるのではないかということ、この状況からまたこういう、配慮する云々からも考えてみますと、かなり広い面積の山林、言ってみれば木や草の生えていないむき出しのものが、ダム湖の廻りに全部できてくるのではないかと。それが、例えばそこをコンクリートでまた護岸をするということになりますと、その費用を考えると大変な費用になると思いますし、ダムサイト以上のコンクリートが表面に出てくるのではないかと想像するわけですが、この表層崩壊の対策を検討するという言葉を、たった20個位の文字で終わっていますけど、そんなものじゃなくて、すごい莫大な環境破壊と、且つそれを環境破壊を止めようという動きを、きっと起こして、もっと、今度は構造物による環境破壊も入ってくるのではないかというふうに想像想像するので、この図面にあるだけの、果たして面積だけで、自然が埋没していくということでは済まないような気が私はしますので、この辺も環境という局面から考えた場合には、大変大きな直しきれない大きな傷をつけていくことになるのではないかと、感じております。以上です。

竹内部会長

今の件で何かお答えがございましたら。

松木飯田建設事務所管理計画課課長補佐ダム係長

今の件でございますが、今まで既存のダムの対策事例といたしまして、現場打ちの吹き付け法枠とか、そういったかたちで表層崩壊を防いでいる、というのが現実でございます。どちらにしましても、湛水によって表層崩壊が予想される箇所は、工法等検討しまして、施工するのが通例でございます。

竹内部会長

よろしいですか？はい、どうぞ。

松岡委員

ダムと直接関係無いのですけれども、水系ということで、今環境のことをやっておりますので、環境のところで、地元の年輩の方と言いますか、子供の頃よく足部などで遊ばれた方にちょっとお尋ねしたいのですが、5ページの魚類を見ますと、アマゴ、ドジョウ、カエルヨシノボリ、カジカと言う情けない4種類しかあがってないのですけれども、本当に昔から、36災害を境にして、川が大きく変わったというような話もされた方もございますけれども、36災害以前の皆様子供の頃に、AからGまで調査地点と言いますか、大まかに分けて水系と言いますか、AからGまでありますけども、このあたりで、このくらいの魚しかいなかったのか、或いは他にもイワナとかウグイとかオオユカとかアマゴとかモツゴとかアブラハヤとかフナとかいたのかとか、そのへんのことを学術調査というほどでなくてよろしいのですけど、子供の頃はこんなのを掴まえた

なというのがいたら、教えていただきたいのが一つ。

それから36災害を境に、ラクサ草が一杯生えたと思うのですが、それ以前もラクサ草はたくさんあったのか、この二つを地元の昔子供だった方に教えていただきたいのですけれども。お願いします。

竹内部会長

はい、お願いします。

田島委員

子供の頃の芦部はどうだったかというお話ですが、私達が子供の頃には、よく水田でフナやコイを飼いました。従ってそれから逃げ出すコイやフナ、そういうものは確かに川にありました。それとかドジョウとかも若干いたかと思えます。但し、イワナとかヤマメだとか、そういうものは全くいなかったです。現在いるというのは、漁業組合で放流をする関係でいうようになったというふうに思っております。それからラクサ草ですが、三六災害前は全くないことはなかったですが、ちょっと数のことは申しあげられませんが、僅かだったと思えます。所謂それぞれの取水するところの、帯こう式にそういうものはあったような気がしております。そんなところですが、先程熊のことですが、数年前の話ですが、百田付近にも高地がある人なのですが、或る人が、熊の子がいてそれを拾ってきたと。これは、親が付いてきて危ないから直ぐ山に返してこいということで、前の場所に返してきたと、こういう話を聞いております。やはりこんなところまで、とにかく、実際熊の農作物に対する被害が、ということは聞いておりませんが、こんな近くまで熊が出没してはかなわないと、もう少し奥地に住んでもらわないと困ると、そんな住民感情として、そういう気持ちはあったというふうに思います。

川中島委員

私はA地点のことまでしか、記憶にございませんけれども、もう少し私が子供の頃は、水が豊富だったかと思えます。それで魚の種類まではちょっと記憶無いわけですが、魚を捕りにいけば掴まえることができたのですが、今恐らく、現地歩いていただいた方も解ると思えますけれども、あのA地点で魚を探しても、かなり一生懸命探さないといけないというのが現状でないかということです。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島(信)委員

今、田島さんの方から魚のことについて、余り詳しくないようなお答えでありました。しかし、私が聞いた範囲内で言うと、少し違います。私は地元ではありませんけれども、佐原に住んでいる人達、そういう人達に郷土沢川に入ってもらって、見てもらって聞きました。佐原の人達は、郷土沢川を遊び場に行っているという、そんな人達がいます、その人達によりますと、あそこに

はアマゴを放流していないと思うのです。郷土沢川のダム地点に。不動の滝から下は別としまして、上は放流がないのではないかと。魚釣る人に結構出会うのです。堀越の橋です。橋の上から結構魚の釣り師には出会います。釣り師の人達はどこを一番釣るかと言ったら、その辺のところ、つまり青木ダムと堀越までの間だと。不動の滝まで入ることもあるが、そんなに釣れないのでと意ってました。それは砂防えん堤があるからだと思うのですが。郷土沢ダムのあたりには、先程言ったように釣り師は入っていないのですけれども、佐原の下には遊びに入って、アマゴ、オイカワなどを捕っていたと。今はもう大人になっているから、ほとんど行かないと言っていましたけれども。ですからそういう環境であることは確かです。そういうふうに認識しております。

竹内部会長

それでは、今日のところはまとめの段階に入らなければなりませんので、皆さんからご意見をいただくのは、この辺にしたいと思いますが、よろしゅうございますか？はい、どうぞ。

松島（信）委員

環境問題について、尚下調べも必要とするので、その追加の意見については、又次回に時間をとっていただければと思います。

竹内部会長

次回も継続するというので、はい。それではもうじき5時になりますので、このへんで、それぞれご都合のある方もおいでですので、終わりにさせていただきたいと思います。今日は、何れにしましても、それぞれ率直にご論議いただいたわけですが、利水対策が一番最終的には、当郷土沢川にしますと、大変な重要なポイントになっているということで、次回そういう意味で大変恐縮ですけれども、豊丘村さん、そして吉川（明）委員さんのところで具体的なものを詰めていただいをお願いしたいということをお願いしたいと思います。次回でございますが、次回は、今の環境に関する課題について引き続き、ご討議をいただくということと、それから利水に対してお願いするというので、利水をつめた上で治水対策の方に進んでいきたいというふうに考えております。その中で公聴会にかけ論点というものをまとめ、尚且つ、皆さん方からいただいたご意見を基に、最終的に部会として検討委員会に報告する報告書についてまとめていく作業を平行して、皆さんのご意見からいただく中で進めてまいりたいというふうに考えております。次回は宜しくをお願いしたいと思います。尚、次回の細かな対応については、現地調査等もしっかり予定しておりますので、事務局の方から連絡をさせていただきたいと思います。尚、日程の都合で、次回の一日目に現地調査の方が早く終わるようなことが想定されるとすれば、引き続きたとえ何分でも一つ一つ議題を整理していきたいと、こういうふうに思っておりますので、そのへんはちょっと流動的であることをご含みをいただきたいというふうに思います。私の方からは以上でございます。ご苦労様ございました。

青木治水・利水検討室長補佐

それでは、事務局の方からお願いをいたします。ただいま部会長から、お話があったとおり、

次回の部会、10月28日、月曜日と29日、火曜日にかけて行います。28日は午後1時に村役場のこの駐車場に集合していただきまして、現地調査を行います。時間があれば、部会をここで引き続きということをお願いしたいと思います。それと、この前から部会長の方からお話がありました意見交換会と申しますか、夕方委員さん方の懇親を含めて、設営をしろという指示をいただいております。追って部会の皆様方のご都合等をお聞きした上で、ご連絡をいたしたいと思っております。それから翌日の29日には午前9時半から、この会場で審議を続けていただきたいというふうに思います。事務局からは以上であります。お願いいたします。

竹内部会長

最後に皆さん何かありますか、他に。よろしいですか。それでは大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

< 終 了 > 16:55

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印